

事業概要

令和7年度



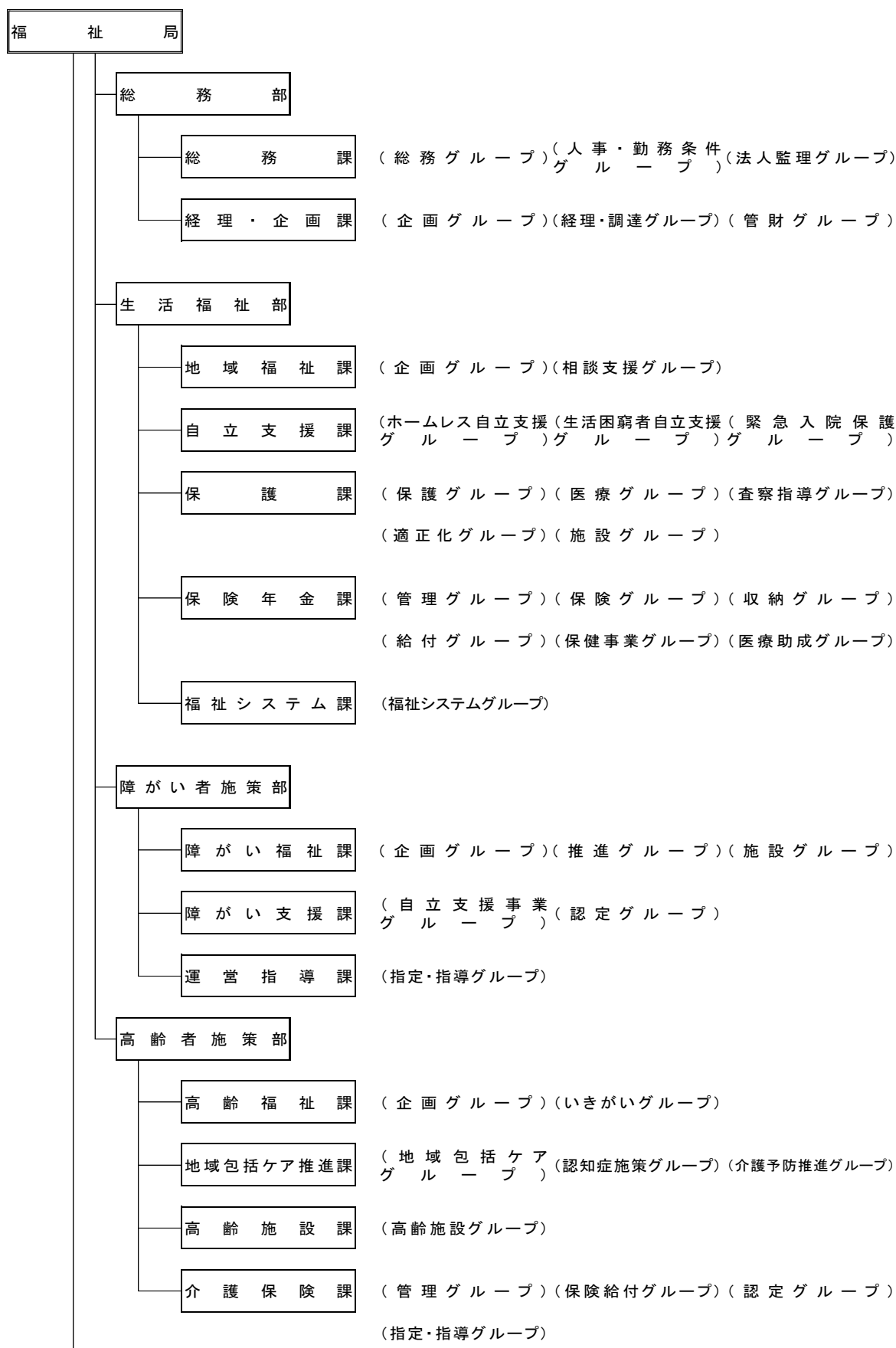
大阪市福祉局

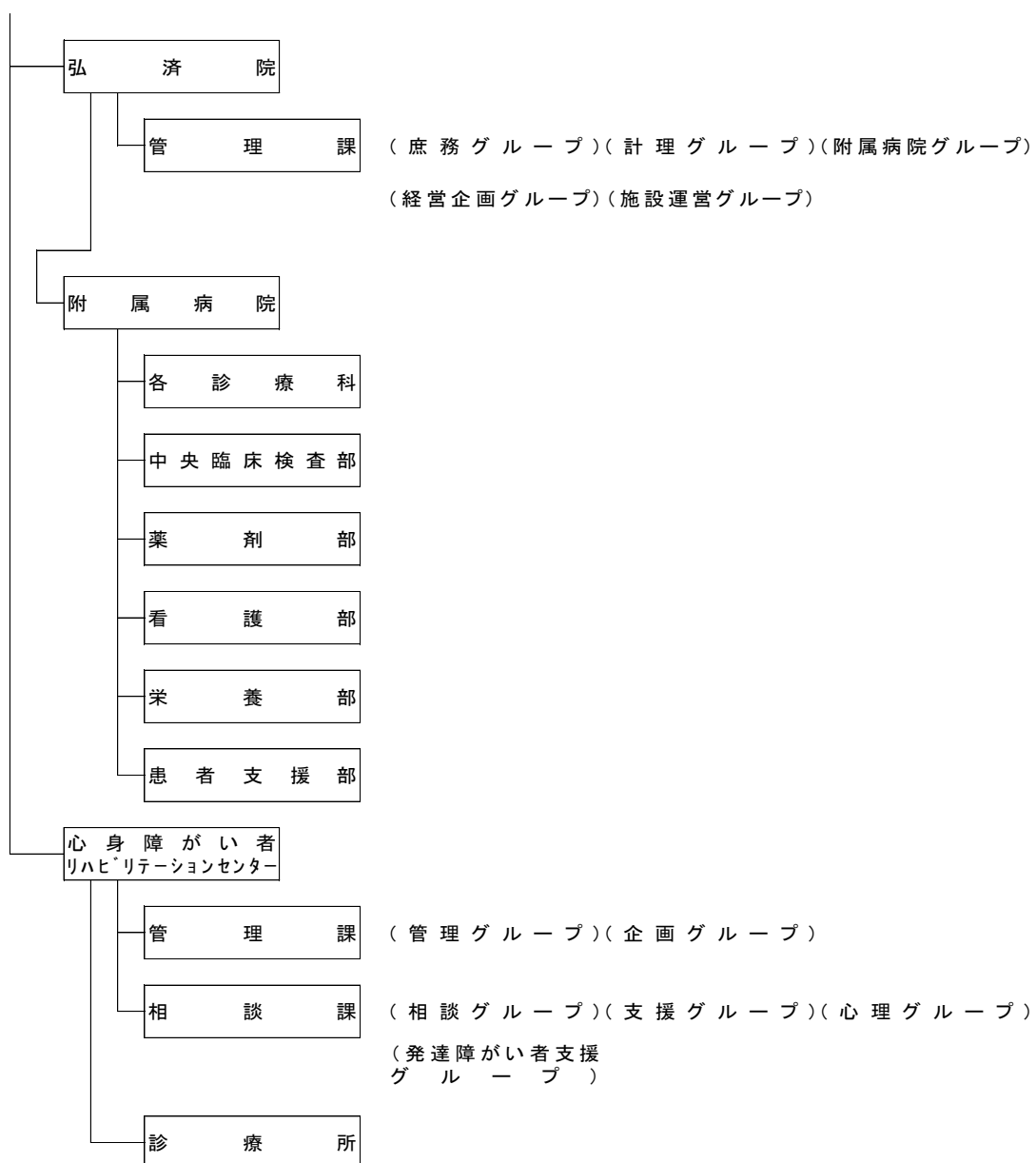
目 次

1. 福祉局の機構	1
2. 福祉局の事務分掌	3
3. 福祉局の予算	8
4. みんなで支え合いながら自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざして	9
5. 地域福祉の推進のために	10
5.1 地域福祉推進に向けたこれまでの経過と大阪市地域福祉基本計画の策定	10
5.2 権利擁護	10
5.3 障がい者・高齢者虐待防止の取り組みの推進	11
5.4 障がいを理由とする差別の解消の推進	11
5.5 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	12
5.6 総合的な相談支援体制の充実事業	12
5.7 民生委員	13
5.8 社会福祉協議会	13
5.9 ボランティア活動の推進	13
5.10 社会福祉振興基金	14
5.11 社会福祉センター	14
5.12 社会福祉研修・情報センター	14
5.13 民間社会福祉施設	14
6. 高齢者のために	15
6.1 高齢者の人口	15
6.2 高齢者施策の推進体制	15
6.3 介護保険制度	16
6.4 地域支援事業	24
6.5 高齢者施策の事業	26
7. 障がいのある人のために	33
7.1 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付	33
7.2 障がい者（児）支援施策	33
7.3 心身障がい者リハビリテーションセンター	44
8. 生活に困ったときのために	46
8.1 生活困窮者自立支援事業	46
8.2 生活保護制度	47
8.3 大阪市緊急援護資金貸付事業	48
9. 国民健康保険	49
9.1 被保険者	49
9.2 保険給付	49
9.3 特定健康診査・特定保健指導	52
9.4 被保険者の健康増進	52
9.5 保険料	53
9.6 保険料の納め方	54

10. 後期高齢者医療制度	5 5
10.1 財政運営	5 5
10.2 対象となる方（被保険者）	5 5
10.3 保険料	5 5
10.4 保険料の軽減	5 6
10.5 保険料の納め方	5 6
10.6 保険給付	5 7
10.7 負担割合及び自己負担限度額	5 7
11. 国民年金	5 8
11.1 被保険者の種別	5 8
11.2 国民年金の保険料	5 8
11.3 国民年金の給付	5 9
11.4 年金生活者支援給付金	6 0
12. あいりん施策	6 1
13. ホームレス自立支援施策	6 2
14. 弘済院	6 3
15. 戦争犠牲者の援護施策	6 4

1. 福祉局の機構





（注釈）

- ・組織同士のつながりを実線で表しています。

2. 福祉局の事務分掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定並びに社会福祉法人及び社会福祉施設並びに社会福祉連携推進法人の監督及び指導に関すること。
ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 他の部及び課の主管に属しないこと

経 理 ・ 企 画 課

- (1) 局の予算、決算及び物品に関すること
- (2) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること
- (3) 局所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること

生 活 福 祉 部

地 域 福 祉 課

- (1) 地域福祉の推進に係る施策の連絡調整及び地域福祉計画に関すること
- (2) 区における福祉業務の連絡調整に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 地域福祉の推進を担う人材の養成に関すること
- (4) 民生委員に関すること
- (5) 他の課の主管に属しないこと

自 立 支 援 課

- (1) ホームレスの自立の支援に係る施策の調査、企画及び実施に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (2) あいりん地域の環境改善対策の企画、立案及び実施に関すること
- (3) 生計困難者のための宿泊所の提供に関すること
- (4) 西成市民館に関すること
- (5) 生活困窮者自立支援法に関すること
- (6) 生活保護法に基づく保護の決定及びこれに伴う保護費の支払等（大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条第1項各号に掲げる者に係るものに限る。）に関すること

保 護 課

- (1) 生活保護法に関する事
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事
- (3) 社会福祉法人等の設置する保護施設の指導に関する事
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事

保 険 年 金 課

- (1) 国民健康保険に関する事
- (2) 後期高齢者医療に関する事
- (3) 国民年金、特別障がい給付金及び年金生活者支援給付金に関する事
- (4) 老人医療費及び重度障がい者医療費の助成に関する事
- (5) 特命による介護保険料の徴収に関する事

福 祉 シ ス テ ム 課

- (1) 総合福祉システム、国民健康保険等システム及び介護保険システムの運用及び開発に関する事
- (2) 局業務の情報化に関する事

障 が い 者 施 策 部

障 が い 福 祉 課

- (1) 障がい者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事
- (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（同法第4条第2項に規定する障害児に関する事に限る。以下この条において同じ。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 特命による発達障害者支援法に基づく発達障がい者の就労の支援等に関する事
- (4) 特別児童扶養手当等に関する事
- (5) その他身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、障がい児及び戦傷病者の福祉に関する事
- (6) 他の課の主管に属しない事

障 が い 支 援 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障がい児支援に関する事

運 営 指 導 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく施設及び事業所の指定及び指導等に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。

高 齢 者 施 策 部

高 齢 福 祉 課

- (1) 高齢者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること
- (2) 老人福祉法に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (3) 市設の老人福祉センターの管理運営に関すること
- (4) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること
- (5) その他高齢者の福祉に関すること
- (6) 他の課の主管に属しないこと

地域包括ケア推進課

- (1) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（訪問事業及び通所事業を除く。）及び包括的支援事業等に関すること

高 齢 施 設 課

- (1) 老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に係る調査、企画及び連絡調整並びに設置の認可等に関する
こと
- (2) 特命による介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定等に関すること

介 護 保 険 課

- (1) 介護保険法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (2) 有料老人ホームの指導等に関すること

弘 済 院

管 理 課

- (1) 事業及び患者の調査並びに統計に関すること
- (2) 使用料及び医療費等の徴収に関すること
- (3) 徴収金及び措置費の収入に関すること
- (4) 特別養護老人ホームへの入退所に関すること
- (5) 特別養護老人ホームの入所者の介護、相談及び処遇に関すること
- (6) 特別養護老人ホームの入所者の所持金品の保管及び処分に関すること
- (7) 特別養護老人ホームの入所者の給食並びに栄養の相談及び指導に関すること
- (8) 附属病院の主管に属しないこと

附 属 病 院

各 診 療 科

- (1) 患者の診療及び医学的研究に関すること
- (2) 患者の機能回復訓練に関すること
- (3) 医師等の研修に関すること
- (4) その他医務に関すること

中 央 臨 床 検 査 部

- (1) 診療に必要な諸検査に関すること

薬 剤 部

- (1) 調剤及び製剤に関すること
- (2) 薬品の管理に関すること

看 護 部

- (1) 患者の看護に関すること
- (2) 看護師その他の看護職員の勤務に関すること
- (3) 看護師その他の看護職員の研修及び看護学生の実習指導に関すること

栄 養 部

- (1) 入院患者の給食に関すること
- (2) 患者の栄養の相談及び指導に関すること

患 者 支 援 部

- (1) 医療相談、医療社会事業、地域医療機関との連絡調整その他患者の支援に関すること
- (2) 患者の入退院に関すること

心身障がい者リハビリテーションセンター

管 理 課

- (1) 心身障がいに関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供並びに研修の企画に関すること
- (2) 他の課の主管に属しないこと

相 談 課

- (1) 心身障がい者の更生援護のための総合的な相談及び指導並びに医学的、心理学的及び職能的判定に関すること
- (2) 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定に関すること
- (3) 発達障害者支援法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

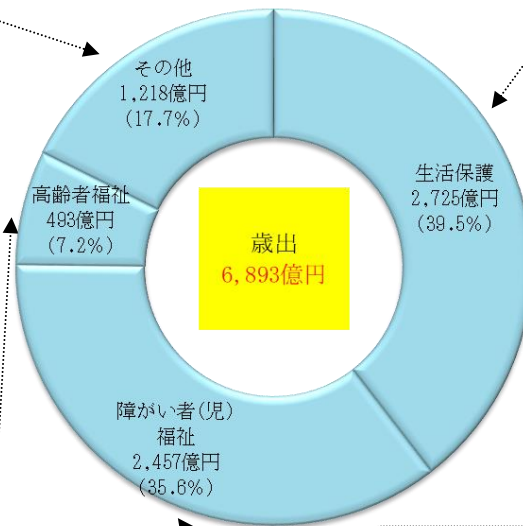
診 療 所

- (1) 心身障がい者等の医学的診査その他治療に関すること
- (2) 薬品及び衛生材料の管理に関すること
- (3) その他医務に関すること

3. 福祉局の予算

令和7年度の福祉局予算額は、一般会計6,892億5,600万円、特別会計の国民健康保険事業会計2,943億1,100万円、後期高齢者医療事業会計449億4,700万円、心身障害者扶養共済事業会計5億4,300万円、介護保険事業会計3,433億8,100万円、総額で1兆3,724億3,800万円となっています。（※百万円未満四捨五入により、総額は一致しません。）

福祉局の令和7年度予算（一般会計）



生活困窮者自立支援施策・その他

- ・生活困窮者自立支援施策
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業（相談支援）、総合就職サポート事業、子ども自立アシスト事業など）
- ・あいりん対策
あいりん日雇労働者等自立支援事業、大阪社会医療センター無料低額診療事業など
- ・ホームレス対策
自立支援センターの管理運営、ホームレス地域移行支援事業、ホームレス巡回相談事業など
- ・地域福祉推進施策
総合的な相談支援体制の充実、権利擁護相談支援事業、民生委員活動事業など
- ・その他の福祉施策
弘済院の認知症医療・介護機能を継承・発展させる新施設の整備など
- ・特別会計繰出金
国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、心身障害者扶養共済事業会計への繰出金

生活保護等福祉施策

- ・被保護者に対する扶助費
生活扶助金、住宅扶助金、教育扶助金、介護扶助金、医療扶助金、出産扶助金、生業扶助金、葬祭扶助金、施設事務費、委託事務費、措置扶助金（就労自立給付金、進学準備給付金）
- ・生活保護の適正実施の取り組み強化
副市長をトップとする「生活保護適正化連絡会議」および各区の「不正受給調査専任チーム」を中心に、制度の改革要望や生活保護の適正実施に向けた取り組みを強力に推進、被保護者への適正受診支援事業など
- ・ケースワーク業務の充実・強化
ケースワーク業務支援事業、資産・扶養調査等担当嘱託職員の配置、被保護高齢者世帯訪問事業など
- ・生活保護受給者等への就労自立支援
総合就職サポート事業など

高齢者のための施策

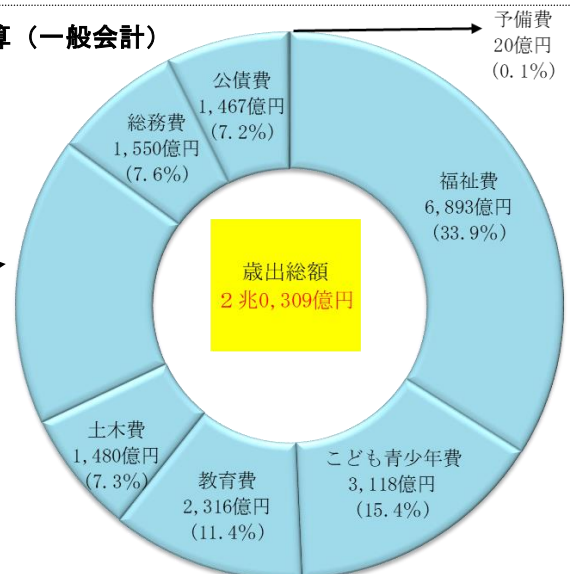
- ・認知症高齢者への支援の充実
オレンジサポーター地域活動促進事業、認知症強化型地域包括支援センター運営事業、認知症初期集中支援推進事業、若年性認知症支援強化事業など
- ・特別養護老人ホーム等の新設及び大規模修繕への助成
特別養護老人ホーム建設助成、特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕助成など
- ・高齢者の医療
後期高齢者医療事業負担金
- ・高齢者在宅支援事業
日常生活用具給付等事業、高齢者住宅改修費給付事業など
- ・その他高齢者の福祉事業
敬老優待乗車証交付事業、老人保護措置費、軽費老人ホームサービス提供費補助、暫定サービス利用者等にかかる介護支援事業、アプリを活用した運動・外出促進事業、聴覚高齢者補聴器購入費助成事業、介護予防に取り組む介護事業者支援事業など

障がい者のための施策

- ・障がい者自立支援給付
介護給付費、訓練等給付費、補装具給付費、自立支援医療費（身体障がい者更生医療）など
- ・障がい児給付費
障がい児入所給付費、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス事業など
- ・地域生活支援事業
移動支援事業、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付等事業、障がい者相談支援事業など
- ・障がい者の医療
重度障がい者医療費助成
- ・障がい者在宅支援事業
生活支援型食事サービス事業、特別障がい者手当等の支給など
- ・その他障がい者の福祉事業
発達障がい者への支援、障がい者就業支援事業、身体・知的障がい者等の地下鉄等乗車料金福祉措置、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業、重度障がい者就業支援事業、児童発達支援利用者負担給付事業費（0～2歳児の保育料無償化）、長居障がい者スポーツセンター建替整備、障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策設備等支援事業など

大阪市全体の令和7年度予算（一般会計）

内訳	予算額	構成比
健康費	826億円	4.1%
住宅費	642億円	3.2%
経済戦略費	603億円	3.0%
環境費	443億円	2.2%
消防費	426億円	2.1%
港湾費	250億円	1.2%
大学費	248億円	1.2%
議会費	27億円	0.1%



4. みんなで支え合いながら自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざして

4.1 地域福祉の推進のために

多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

これまでの取り組みの成果を活かしながら、地域福祉を推進していくための計画として「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしています。

4.2 高齢者のために

人口の高齢化が急速に進展するなか、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めています。高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現などをめざしています。

4.3 障がいのある人のために

障がいのある人が自らの意思に基づいて行動し、住み慣れた地域で安心して生活できるように、「大阪市障がい者支援計画」に基づき、身体介助や家事援助などの訪問系サービス、グループホームなどの居住系サービス等の充実や、障がいのあるこどもへの支援の充実を図るとともに、各種施設のバリアフリー化、就業支援、権利擁護、相談支援など様々な施策を展開し、障がい者（児）の地域での自立生活を推進しています。

4.4 生活に困ったときのために

平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活にお困りごとを抱えた方に対する相談支援窓口を全区役所内に設置し、自立までを包括的・継続的に支援しています。

支援にあたっては、対象となる方の課題を広く受け止め、地域のネットワーク、関係機関等と連携して課題解決のために必要なサービスにつなぐなど、早期の自立を支援しています。

5. 地域福祉の推進のために

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支えあい、みんなが生活を共に楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

5.1 地域福祉推進に向けたこれまでの経過と大阪市地域福祉基本計画の策定

大阪市では平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」を、平成21年3月に第2期計画を策定して、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。

また、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、平成24年12月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取組を、さらに強力に支援していく必要があります。

加えて、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取組など各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組の成果を活かしながら、地域福祉を推進していくための計画を平成30年3月より3年おきに策定しており、令和6年3月策定の「第3期大阪市地域福祉基本計画（令和6年度～令和8年度）」においても引き続き「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしています。

5.2 権利擁護

① 成年後見制度に係る市長審判請求

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。制度の利用には親族等から家庭裁判所へ申立てが必要ですが、身寄りがないなどで申立てができない場合は、市長名で後見等開始の審判請求を行うとともに、選任された後見人等に対する報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行っています。

② 大阪市成年後見支援センター事業

成年後見制度のより一層の利用促進を図るため、平成30年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、協議会の運営（事務局）、制度の普及啓発や相談、地域の相談支援機関に対する後方支援、あんしんさぽーと事業から成年後見制度への円滑な移行支援、「市民後見人」の養成及び支援、親族後見人への支援等を行っています。

③ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

各区の社会福祉協議会では、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方が、安心して地域で生活が送れるように、福祉サービス等の利用支援や日常的な金銭管理サービスを実施しています。

5.3 障がい者・高齢者虐待防止の取り組みの推進

障がい者・高齢者虐待の早期発見や適切な対応、虐待を防止するための地域の取組により、障がい者・高齢者が地域において安心・安全な生活を送ることができるよう支援します。

① 障がい者・高齢者虐待対応支援チーム

保健福祉センター等へ複雑で困難な事例の対応における、助言・支援を行います。

② 大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議

大阪市、医師会、弁護士会、警察、福祉施設関係者等による連絡会を設置し、障がい者・高齢者虐待の早期発見及び防止のための情報交換を行い、効果的な虐待防止施策の推進を図ります。

③ 区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議

保健福祉センター、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）、警察、福祉施設関係者及び介護保険事業者、民生委員等による連絡会を各区に設置し、障がい者・高齢者虐待の早期発見、障がい者・高齢者及び養護者等への迅速かつ適切な対応を行うためのネットワーク構築の推進を図ります。

④ 障がい者・高齢者虐待防止体制整備支援

障がい者・高齢者虐待防止業務を行う中で、専門的見地からの助言、情報提供を必要とする場合、弁護士、社会福祉士を保健福祉センターに派遣します。

⑤ 研修等

地域の住民、施設等関係職員、区役所職員等を対象に障がい者・高齢者虐待に対する理解、認識を深めるための研修、講演会等を開催します。

⑥ 要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており緊急に分離が必要な障がい者・高齢者を施設等で一時的に保護します。また、警察に保護された身元不明の認知症高齢者、介助者が急病等のやむを得ない事由により不在となった障がい者を施設等で一時的に保護します。

5.4 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すため、相談体制の整備や啓発などの取組を進めています。

相談体制の整備として、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）、人権啓発・相談センターを相談窓口と位置づけ、障がいによる差別に関する相談対応を行うとともに、福祉局に障がい者差別解消の推進にかかる専門相談員を設置し、相談対応や各相談窓口の後方支援を行っています。

また、啓発としては、障害者差別解消法や合理的配慮について理解が深まるよう、周知ビラやリーフレットを作成するほか、出前講座を実施しています。

5.5 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー（以降「C S W（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）」という。）を配置した「見守り相談室」において次の機能を一体的に実施し、地域におけるきめ細かな見守りネットワークを実現します。

① 地域の見守り活動への支援

行政と地域が保有する要援護者情報を集約し、見守り活動のための地域への情報提供に係る同意確認を郵送及び訪問により行い、同意が得られた方の名簿を活用し地域での見守りにつなぎます。

また、地域での見守り活動への支援や関係団体との連携を図り、見守りネットワークを強化します。

② 孤立世帯等への専門的対応

C S Wが要援護者への日々の相談対応を行うとともに、地域や社会とのつながりから孤立している人や、複合的な課題を抱える世帯などに対しては、ねばり強くアウトリーチ（本人から要請がない場合でもワーカーが積極的に出向いていく援助）を行い、地域社会で安心して暮らせるように、適切に地域の見守り活動や福祉サービス等につなぎます。

③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症の人が行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメールで氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とします。

また、警察との連携を強化し適切な支援に結びつけるとともに、登録者に見守りシールを配付するなど身元不明高齢者対策を強化しています。

さらに、行方不明となるおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症の人を含む）を介護する家族等に対して位置情報探索機器を貸与し、行方不明時の位置情報確認及び保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担を軽減します。

また、令和7年度より介護予防の更なる推進事業（“すかい”プロジェクト）のひとつとして、見守り相談室の取組を一体的に行う中で、就労的活動（有償の市民活動または無償のボランティア活動）を希望する高齢者に対して、高齢者自身の特性や希望に合った活動をコーディネートし、高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援事業もあわせて実施しています。

5.6 総合的な相談支援体制の充実事業

一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題等を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる相談支援体制の充実に向け、令和元年度より全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、専門家等（スーパーバイザー）の助言を活用しながら、各区の実情に応じた「総合的な相談支援体制の充実」をめざしています。

① 複合的な課題等を抱えた人や世帯を支援する取組

既存のしくみでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、適切な支援につなげ、解決を図るしくみを構築します。

また、見守り相談室のC S Wとの連携により、地域や社会とのつながりから孤立している人の状況を把握し、必要に応じ「つながる場」を活用し、適切な支援につなげます。

② 相談支援機関等の連携の促進に向けた取組

- ・連携に向けたツール等の作成
相談支援機関や地域の関係者等が分野を超えて連携できるよう、必要なツール等を作成します。
- ・相談支援機関等を対象とした研修会等の開催
相談支援機関や地域福祉活動の担い手、区役所職員等を対象とした研修会等を開催し、人材育成を図ります。

5.7 民生委員

方面委員制度から始まった民生委員制度は、平成30年度に創設100周年を迎えました。民生委員は、社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めることとされており、各委員はそれぞれ担当区域内の住民の実態を把握し、地域住民の立場に立ち生活困窮者や高齢者・障がいのある方、ひとり親家庭等への相談・支援活動を行っています。

また、民生委員は児童委員を兼ねており、大阪市の民生委員・児童委員は令和7年4月1日現在で3,893名（内主任児童委員598名）です。

5.8 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加、かつ、区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する協議体として、全国の都道府県・市町村にもれなく設置されることとなっています。

大阪市では、市域全体を活動区域とする「大阪市社会福祉協議会」と、各区の在宅サービスセンターを拠点に「区社会福祉協議会」が法定で設置されており、地域の様々な活動団体等が参画する広範な組織力と高い専門性を活かしながら、地域福祉課題の把握、関連する各種団体や施設などの連絡調整、住民主体による課題解決など地域と行政の中間支援、地域住民による福祉活動の支援、災害時における要援護者支援、ボランティア活動支援センターの運営などの取組を、地域住民や地域団体、民生委員・児童委員、行政（福祉局・区役所）、社会福祉施設などと連携しながら、互いにつながり、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、効率的・効果的に実施しています。

また、概ね小学校区には「地域（地区・校下）社会福祉協議会」が任意で設置されており、住民による自主的な活動により、より身近な地域福祉活動が展開されています。

本市として、今後とも、社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉を推進していきます。

5.9 ボランティア活動の推進

住みよい地域社会をつくるには、さまざまな福祉施策の充実が必要ですが、それだけでは十分ではなく、住民が自らすすんで福祉活動に参加することも大切な要素です。そのような活動のひとつがボランティア活動です。

ボランティア活動には、障がいのある人や高齢者、子どもたちなどを対象にしたいろいろな種類のものがあり、活動を持続的に行うことができるよう支援をしていく必要があります。

ボランティア活動の拠点として、大阪市社会福祉協議会に「大阪市ボランティア・市民活動センター」が、また身近な各区社会福祉協議会に「区ボランティア・市民活動センター」が設置されており、ボランティア活動についての啓発広報活動を行うとともに、ボランティアの養成・研修・相談・登録・斡旋等を実施してボランティア活動の振興に努めています。

また、「大阪市ボランティア活動振興基金」を大阪市社会福祉協議会に設置し、福祉ボランティア活動への助成を行っています。

5.10 社会福祉振興基金

社会福祉事業の推進に要する財源を、長期的かつ安定的に確保するため、「大阪市社会福祉振興基金」を設置し、特別養護老人ホームの新設及び大規模修繕への助成にあてるなど、社会福祉の振興を図っています。

5.11 社会福祉センター

社会福祉関係の研修や会議の場を提供しています。また、大阪市社会福祉協議会、大阪市身体障害者団体協議会、大阪市手をつなぐ育成会、大阪市私立保育連盟、家庭養護促進協会などが館内に事務所を設けており、大阪市における社会福祉の拠点としての役割を果たしています。

5.12 社会福祉研修・情報センター

社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに体系的な研修を実施することにより、社会福祉に携わる人材の確保と育成を図っています。とりわけ、福祉人材の養成については、大阪市や社会福祉協議会等関係機関や福祉職専門団体、教育機関等が参画する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」の事務局を担い、福祉人材養成推進事業を実施しています。

5.13 民間社会福祉施設

社会福祉事業の歴史において、民間の社会福祉施設が果たしてきた役割は非常に大きく、先駆的な事業や弾力的な施設経営など、その特徴を活かして社会福祉の推進に貢献しています。また、全社会福祉施設における民間施設の割合は非常に大きく、欠くことのできない重要な役割を果たしています。

これらの民間社会福祉施設の適正な活動を推進するため、民間社会福祉施設職員の表彰などを行うとともに、社会福祉法人及び民間社会福祉施設の適正な運営に向けた指導監査や許認可などを行っています。

さらに、令和5年8月に締結された「大阪市とシカゴ市の姉妹都市の絆をさらに深める合意書」に基づき、社会福祉分野において、姉妹都市であるシカゴ市との連携を一層強化するため、民間社会福祉施設従事者等による交流事業を実施しています。

6. 高齢者のために

今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本とし、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

6.1 高齢者の人口

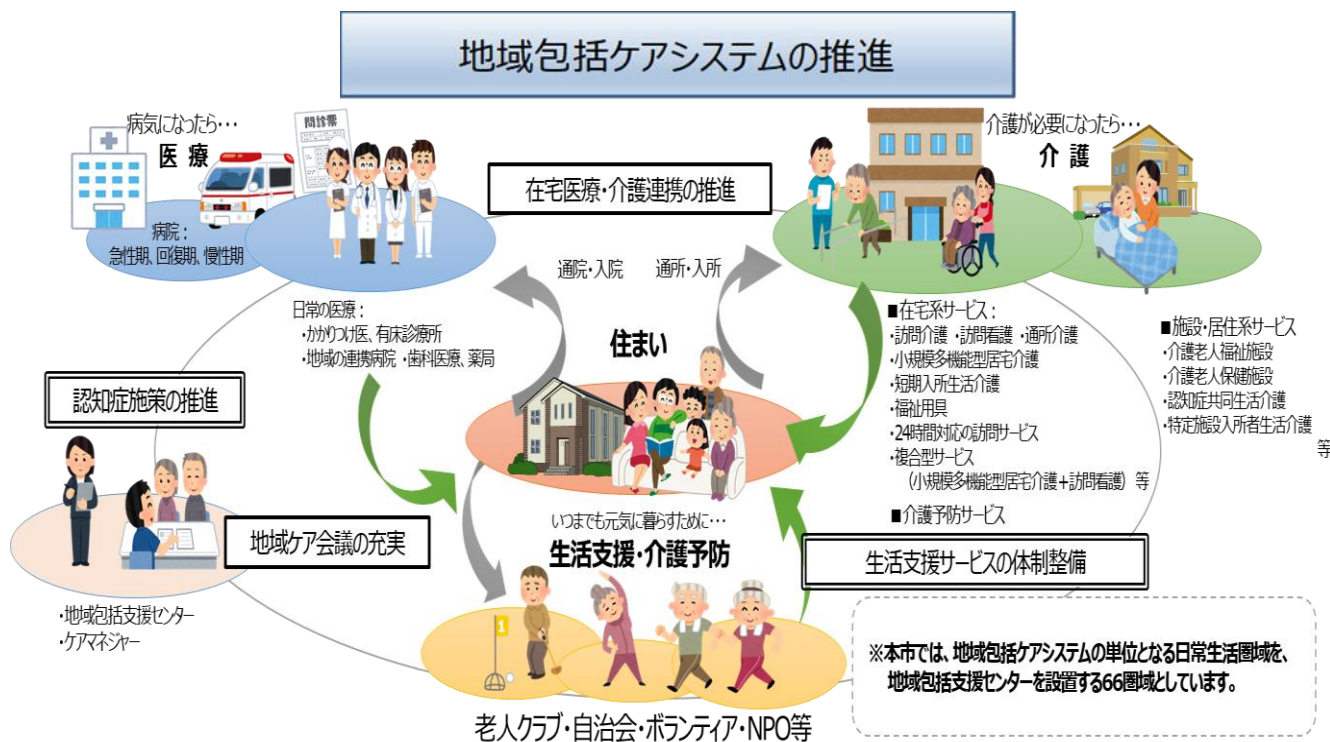
令和7年4月1日現在の大阪市の推計人口は、総数は280万人で前年より約2万3千人増加しています。高齢者人口（65歳以上）は69万4千人と前年より約3千人減少しています。なお、総人口に占める割合は24.8%となっています。

6.2 高齢者施策の推進体制

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月に令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、前計画の基本的な考え方を継承するとともに、「地域包括ケアシステムの推進体制の充実」「認知症施策の推進」「介護予防・健康づくりの充実・推進」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実」「高齢者の多様な住まい方の支援」を重点的な課題として位置付け、取り組むこととしています。



6.3 介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるため、平成12年度にスタートし、平成18年度からは介護予防の充実、地域に密着したサービスの創設などの制度改正が行われました。また、平成27年度からは地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実や、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げるなど費用負担の公平化等の制度改正が行われました。

6.3.1 被保険者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険加入の方
介護サービスを利用できる方	・入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方（要介護者） ・心身の状態が改善する可能性が高い方で日常生活の一部に支援が必要な方（要支援者） ・基本チェックリストに該当し、要支援者に相当する状態と認められる方（事業対象者）	・老化が原因とされる病気（16種類の病気）により、介護等が必要となった方（要介護者・要支援者）
保 険 料	所得等に応じて、15段階の保険料を設定。	加入している医療保険の算定方法に基づいて決定。
徴 収 方 法	・老齢・退職年金、障がい年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金からの支払いとなる。（特別徴収） ・年金からの支払い以外の方は、納付書等により個別に市に納付。（普通徴収）	・医療保険料に上積みして一括して支払。（1つの保険料として納付。）

大 阪 市	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
第1号被保険者数	約67万7千人	約67万5千人	約67万1千人

※第2号被保険者数については、要介護（支援）認定者等以外の把握ができないため確定不可。

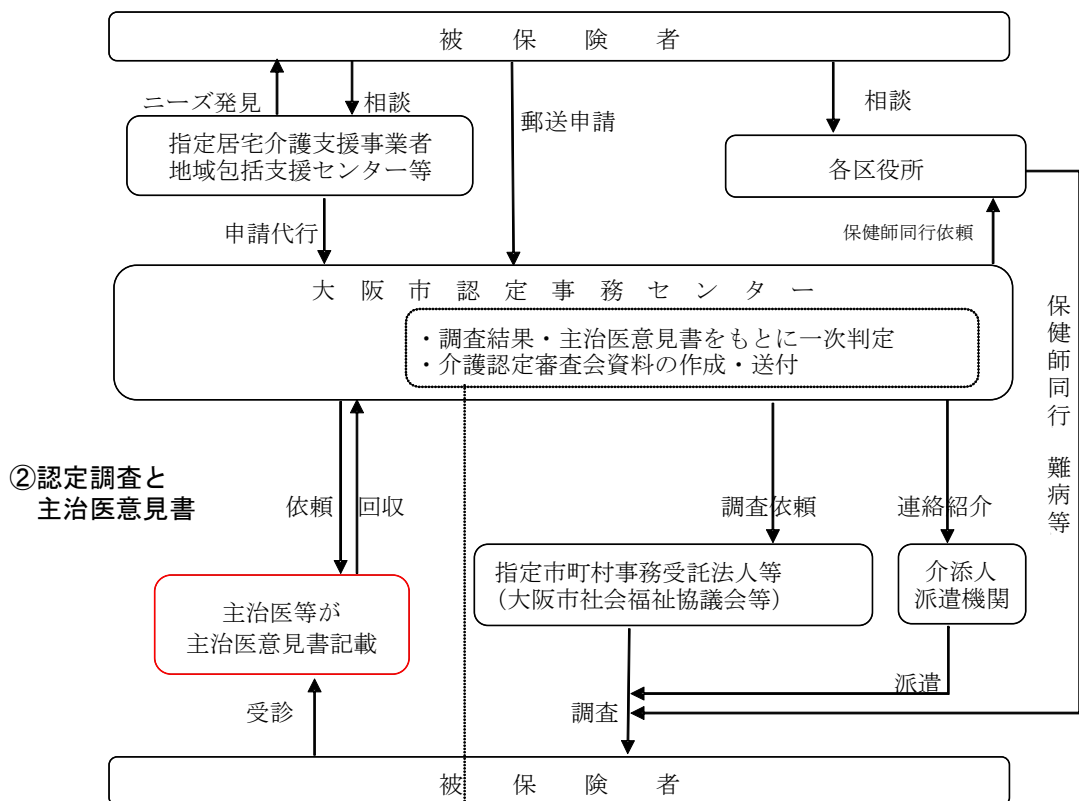
6.3.2 要介護（要支援）認定等

介護保険サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

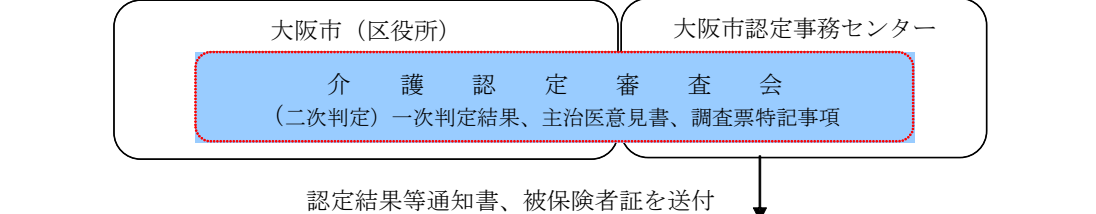
要介護（要支援）認定は、要介護（要支援）認定申請者の認定調査結果と主治医意見書をもとに、介護認定審査会で審査・判定した要介護度等を原則として30日以内に通知します。

要介護（要支援）認定の流れ

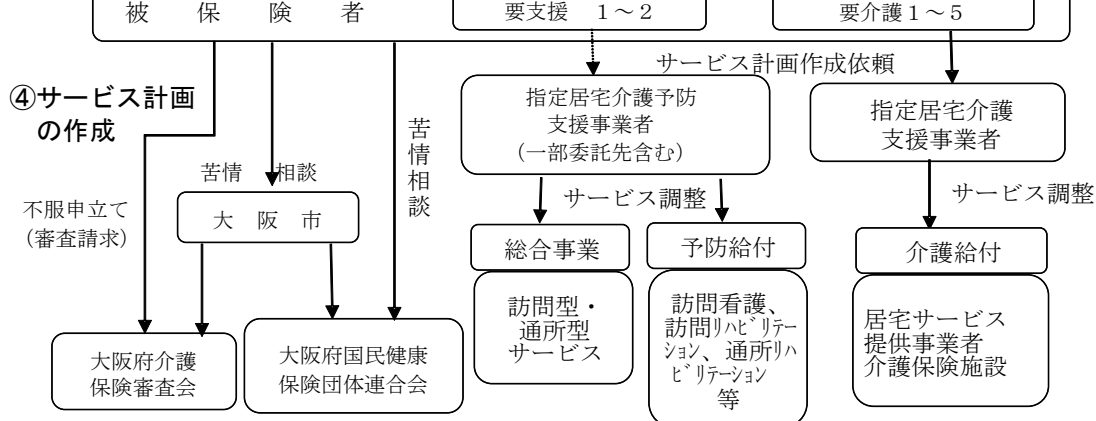
①申請・相談から受付



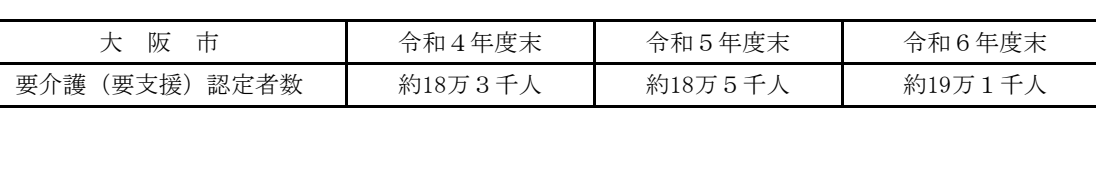
②認定調査と主治医意見書



③認定審査



④サービス計画の作成



大 阪 市	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
要介護（要支援）認定者数	約18万3千人	約18万5千人	約19万1千人

6.3.3 保険給付

① 利用限度額

介護保険サービス（居宅サービス及び総合事業のサービス）には、要介護状態や事業対象者のそれぞれの区分ごとに1か月あたり、利用できるサービスの限度があります。

区分	1か月あたりの 利用限度単位数	1か月あたりの利用限度額 (1単位11.12円で計算した場合)	利用者負担額 1割負担の場合
事業対象者	5,032単位	56,000円程度	5,600円程度
要支援1	5,032単位	56,000円程度	5,600円程度
要支援2	10,531単位	117,200円程度	11,720円程度
要介護1	16,765単位	186,500円程度	18,650円程度
要介護2	19,705単位	219,200円程度	21,920円程度
要介護3	27,048単位	300,800円程度	30,080円程度
要介護4	30,938単位	344,100円程度	34,410円程度
要介護5	36,217単位	402,800円程度	40,280円程度

② 介護保険サービス内容

介護保険サービスには自宅で利用できるサービス、通いで利用できるサービス、施設に入所するサービスがあります。なお、一部のサービスには介護予防サービスも含まれます。

	給 付 の 種 類	サ ー ビ ス の 概 要
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行う。
	訪問入浴介護	介護職員と看護師などが移動入浴車などで居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	訪問看護	医師の指示に基づき、看護師などが訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
	訪問・通所 リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが居宅を訪問または施設において必要なリハビリテーションを行う。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
	通所介護	デイサービスセンターなどで食事・入浴サービス等を提供し、レクリエーションなどの機能訓練を行う。
	短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などへ短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練を行う。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設などへ短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している利用者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
	福祉用具の貸与・購入	特殊寝台、車いすなどの福祉用具を提供する。
	住宅改修	居宅内の段差解消、手すりの取付けなどの小規模な住宅改修費用を支給する。
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	日常生活上の世話（介護）、機能訓練、健康管理などを行う。
	介護老人保健施設	看護、医学的管理下における介護及び機能訓練などを行う。
	介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う。

	給 付 の 種 類	サ ー ビ ス の 概 要
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問対応と随時対応を行う。
	夜間対応型訪問介護	夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行う。
	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて食事・入浴サービスなどを提供し、レクリエーションなどの機能訓練を行う。
	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、食事・入浴サービスなどを提供し、レクリエーションなどの機能訓練を行う。
	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供する。
	認知症対応型 共同生活介護	認知症の方を対象に、共同生活住居において日常生活上の世話などを行う。
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	入所定員が29人以下の介護専用型の特定施設入居者に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを行う。
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設入所者に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行う。
	看護小規模多機能型居宅 介護（複合型サービス）	医療ニーズの高い要介護者の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを提供する。

介護保険サービスのうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行し、訪問型サービス及び通所型サービスとして実施しています。

	給 付 の 種 類	サ ー ビ ス の 概 要
総 合 事 業 の サ ー ビ ス	介護予防型訪問サービス	訪問介護員（ホームヘルパー）が身体介護や生活援助を行う。 （要支援1・2の方が利用できる）
	生活援助型訪問サービス	大阪市が実施する2日間の研修を修了した従事者などが生活援助を行う。 （要支援1・2の方が利用できる）
	サポート型訪問サービス	閉じこもりの方や口腔機能向上・栄養改善の必要な方を看護師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問し支援を行う。 （要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できる）
	住民の助け合いによる生活 支援活動	介護予防ポイント事業の活動登録者等が、生活援助や介護保険サービス外の生活支援を提供する。（要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できる）
	介護予防型通所サービス	入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間以上のデイサービスを行う。（要支援1・2の方が利用できる）
	短時間型通所サービス	入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間未満のデイサービスを行う。（要支援1・2の方が利用できる）
	選択型通所サービス	短期間で集中的に、運動器の機能向上、口腔機能向上、または栄養改善のプログラムを行う。（要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できる）

③ 利用者負担

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む）にかかった費用の1割、2割または3割が利用者負担となります。（下表のとおり）

また、介護保険施設を利用する場合は、別途、食費・居住費が必要となります。

利用者負担割合の要件			
65 歳以上の方	本人の 合計所得金額が 220 万円以上	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 340 万円以上、または 2 人以上世帯で 463 万円以上	3 割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円以上 340 万円未満、または 2 人以上世帯で 346 万円以上 463 万円未満	2 割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円未満、または 2 人以上世帯で 346 万円未満	1 割
	本人の 合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円以上、または 2 人以上世帯で 346 万円以上	2 割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円未満、または 2 人以上世帯で 346 万円未満	1 割
	本人の合計所得金額が 160 万円未満		1 割

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

・高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）

利用者負担が1か月あたりの負担上限額（下表のとおり）を超えた分については、高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）として支給しています。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の者がいる場合	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円） ～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の者がいる場合	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円 （年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
【市町村民税非課税世帯】 全員が市町村民税を課税されていない世帯	24,600円（世帯）
●前年の公的年金等収入額＋その他の合計所得金額※1の合計が80万円（※2）以下の場合 ●高齢福祉年金受給者の場合	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給の場合	15,000円（個人）

市町村民税課税世帯については、同一世帯のすべての65歳以上の方の課税総所得で判定を行います。

※1：合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額です。

※2：令和7年8月から80万9千円に改定されます。

・高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業費）

加入する医療保険の世帯単位で、介護保険（総合事業を含む）及び医療保険の両方に利用者負担があり、その合計額が基準額を超えた場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業費）を支給します。

・特定入所者介護（介護予防）サービス費

市民税非課税世帯等の方は、サービスを利用する際の食費・居住費について、所得等に応じた利用者負担段階の負担限度額に軽減します。

対象者：世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金額が一定金額以下の方
生活保護を受給している方

対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

：介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護・療養介護

6.3.4 保険料

第1号被保険者の保険料

基準額（110,988円）（年額）

保険料段階	対象者			令和7年度	
				割合	保険料額 (年額)
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者			0.335	37,181円
第2段階	本人が市町村民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等（※1）＋公的年金等収入額が80.9万円（※2）以下の方	0.335	37,181円
第3段階			本人の合計所得金額等（※1）＋公的年金等収入額が120万円以下の方	0.485	53,830円
第4段階			第2段階・第3段階以外の方	0.685	76,027円
第5段階		同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の合計所得金額等（※1）＋公的年金等収入額が80.9万円（※2）以下の方	0.85	94,340円
第6段階 (基準額)			第5段階以外の方	1.00	110,988円
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下の方		1.10	122,087円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方		1.25	138,735円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		1.50	166,482円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		1.75	194,229円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		2.00	221,976円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		2.20	244,174円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		2.40	266,372円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		2.60	288,569円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方		3.00	332,964円

合計所得金額 …地方税法第292条第1項第13号に規定される合計所得金額から長期・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いて算定した額（合計所得金額がマイナスの場合は0円とする）

合計所得金額等（※1）…合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額（平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整）

※2）…令和7年度（仮算定を除く）以降は、国基準の見直しにより、第2段階及び第5段階の基準額を80万円から80万9千円に改定

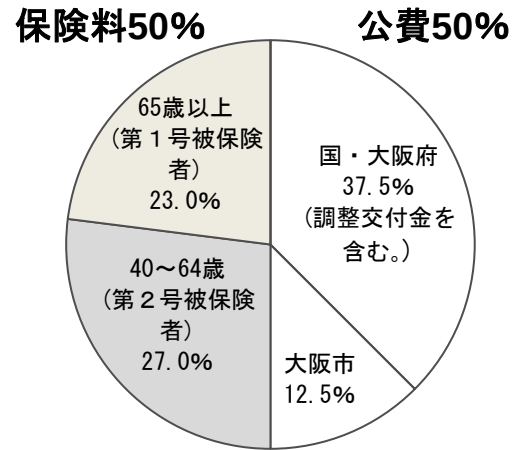
【保険料の計算方法】

基準額（110,998円）（年額）× 所得に応じた割合（0.335～3.00）

6.3.5 介護保険給付費の財源

介護保険の給付に必要な財源は保険料と公費で賄っています。

保険料 50%		
(内訳)	第1号被保険者	(全体の23.0%)
	第2号被保険者	(" 27.0%)
公 費 50%		
(内訳)	国・大阪府（都道府県）	(" 37.5%)
	大阪市（市町村）	(" 12.5%)



6.4 地域支援事業

一般介護予防事業は、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的に実施しています。地域包括支援センターにおいては介護予防の視点から、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるための介護予防ケアマネジメントを行うとともに、総合相談・支援、多職種連携によるケアマネジャーの後方支援や地域住民・専門機関での地域ネットワークの形成などを行うことにより、高齢者支援の強化を図っています。また、虐待の早期発見・防止や成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護に取り組んでいます。その他、任意事業として家族介護者への支援や地域での自立した生活を継続させるための事業を行っています。

6.4.1 一般介護予防事業

介護予防とは「介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送り、年齢を重ねても“いきいき”と生きがいをもって暮らすための取り組み」です。

「自分はまだ元気だから、今のところ必要がない」と考えている方も、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

住民主体の通いの場を充実させ、人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進しています。

① 介護予防把握事業

65歳以上の方に対して、保健福祉センターでの健康相談や後期高齢者医療健康診査結果による訪問等、様々な機会をとらえて基本チェックリストを活用し、生活機能の低下が認められ、要支援・要介護状態等となるおそれの高い方を把握し、必要な支援につなげています。

② 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、月1回地域の身近な場所で、介護予防のための体操や栄養・お口のお手入れ・認知症予防のお話、音楽などのレクリエーション活動、季節に合わせた行事等を通じて、地域の仲間と語らい、こころとからだの元気を高めるためのプログラム等を実施しています。

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意義等についての健康講座・相談や講演会の実施及びリーフレットの配付等により広く市民に啓発しています。

④ 介護予防ポイント事業

65歳以上の高齢者が、介護保険施設・事業所における介護支援活動、保育所等における保育支援活動、高齢者の居宅における生活支援活動を行った場合に、換金できるポイントを交付する事業を実施することで、高齢者の社会参加を積極的に支援し、介護予防を推進します。

⑤ 介護予防活動推進事業

地域における住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させ、高齢者自らが介護予防に取り組める地域づくりを進めるため、「百歳体操」の実施に必要な物品の貸出・配付等の普及支援や「高齢者 e スポーツ体験講座」への講師派遣等を実施しています。

⑥ 健康づくりひろげる講座

生活習慣病予防と介護予防について学び、自らの生活の中で運動や認知症予防などを実践し、地域において活動を啓発していけるような人材を育成することを目的に、介護予防や健康づくり、地域における介護予防活動等についての講義、実習等を実施しています。

⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業

「百歳体操」等を活用した住民主体の体操・運動等の通いの場に対する立上げ支援及び継続支援として、体操・運動や口腔機能向上のためのリハビリテーション専門職等による技術的助言・指導等を行うことで、地域における介護予防の取り組みの機能強化を図ります。

⑧ 一般介護予防事業評価事業

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において定めた一般介護予防事業の目標の達成状況を含む総合事業全体の実施状況の検証・事業評価を実施し、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。

6.4.2 包括的支援事業

① 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、市内に66か所設置し、高齢者やその家族から介護、福祉などに関する相談を総合的に受け付け、必要なサービスに繋げる総合相談支援業務、高齢者虐待の早期発見・防止や成年後見制度の活用促進等の権利擁護業務、地域における介護支援専門員のネットワークの形成等、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行っています。

また、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ブランチ）も設置し、地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談に応じています。

地域包括支援センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援の方と事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントも行っています。

地域包括支援センターの中立性・公正性の確保や適正な運営を図るため、市及び各区に地域包括支援センター運営協議会を設置して、事業の運営状況や今後のあり方について、協議を行っています。

② 生活支援サービスの体制整備

多様なサービスが創出される取り組みを推進するため、高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う「生活支援コーディネーター」を24区及び日常生活圏域（66圏域）に配置し、多様な事業主体が参画する「協議体」を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取り組みを行っています。

6.5 高齢者施策の事業

6.5.1 在宅福祉サービス

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の地域生活、在宅生活を支援するため、各種の福祉サービスを行っています。

① 日常生活用具の給付

要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らしの方などを対象に、介護保険制度の対象とならない日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器・高齢者用電話）を状況に応じて給付します。

② 介護用品の支給

介護保険制度における要介護認定による要介護度が4、5または要介護3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給しています。

③ 生活支援型食事サービス

介護保険制度における要介護認定による要介護度が要支援1以上のひとり暮らしの方などで食事の確保が困難な方を対象に、配食の機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関へ連絡を行っています。

④ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具の衛生管理が困難な方で、65歳以上の「ひとり暮らしの方」及び「高齢者のみの世帯に属する方」のうち介護保険制度における要介護認定による要介護度が要支援1以上の方を対象として、寝具の水洗い及び乾燥消毒によるサービス事業を行う事業者に補助金を交付し、補助事業として事業を実施しています。

⑤ 緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、緊急通報システム機器を貸与のうえ、24時間体制で専門的知識を持つオペレーターを配置し、日常生活に関する医療・健康相談に対応するとともに、急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行っています。緊急通報システム機器は固定型または携帯型を選択いただけます。

⑥ 家族介護支援事業

介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、地域の社会資源などの状況に応じ、介護者に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるための講演会、研修会等を実施しています。また、家族介護者の介護負担の軽減、心身のリフレッシュを図ることを目的に在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会を提供しています。

⑦ 家族介護慰労金の支給

介護保険制度における要介護認定による要介護度が要介護4または5の在宅の高齢者を、介護保険を利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的として、慰労金を支給しています。

⑧ 在日外国人高齢者給付金の支給

在日外国人（日本国籍を取得した方を含む）の方で、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し、給付金を支給しています。

6.5.2 認知症支援サービス

国は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくため、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」をとりまとめました。また、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的として、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

大阪市におきましても、国の方向性に基づき、認知症施策の取り組みを推進しています。

① ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業（「認知症アプリ」の運用業務）

スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ」を公開し、広く普及・啓発を行うことにより、市民自らの認知症予防の取り組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援します。

② キャラバン・メイト養成研修事業（認知症サポーター養成等業務）

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざして、認知症を理解し地域で認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成しています。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを養成しています。

③ 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族を訪問し、初期の適切な支援を行うため、医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

また、各区に認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の人や支援困難な人への対応をはじめ、関係機関との連携体制の強化や地域資源構築並びに地域の認知症対応力向上に取り組んでいます。

④ 認知症強化型地域包括支援センター運営事業

各区で認知症初期集中支援推進事業を実施する地域包括支援センターを認知症施策の推進拠点となる「認知症強化型地域包括支援センター」として位置付け、当センターに認知症施策を推進する役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人への支援にかかる地域ネットワークを活用して、地域の認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の人の早期把握や適切な支援につながる取り組みを進めています。

⑤ 認知症疾患医療センター運営事業

認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」を設置し、保健医療、介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施しています。

⑥ 地域包括支援センター連絡調整事業（相談支援業務）

地域包括支援センターからの認知症にかかる専門的な相談への対応及び各区の認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員など、認知症の人やその家族等の支援機関に対する後方支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談会等を通じた支援を行います。

⑦ 認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業

これまで弘済院が医療・介護の一体的提供により培ってきた技術・ノウハウの蓄積を活かし、専門的研修等の実施や既存研修の一体的実施及び情報発信機能の統合を通じて、認知症の早期発見・早期対応や、症状が安定した後に地域への復帰を進める等の包括的な支援体制の構築を推進しています。

⑧ 認知症地域医療支援事業

・認知症サポート医養成研修

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、認知症の人への医療と介護が一体となった支援体制の構築を図っています。

・認知症等高齢者支援地域連携事業

認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う認知症サポート医と「かかりつけ医」が、認知症強化型地域包括支援センターと連携して各区における認知症施策推進会議を活用し、地域ごとの課題に対応した啓発事業を行います。

・かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

「かかりつけ医」に、適切な認知症診療の知識・技術などの習得に資する研修を実施することにより、認知症サポート医の連携の下、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図るなど、認知症の人への医療と介護の一体的な支援体制の構築をめざしています。

・かかりつけ医認知症対応力向上フォローアップ研修

認知症疾患医療センター圏域（3圏域）ごとに、かかりつけ医認知症対応力向上研修等を修了した「かかりつけ医」を主な対象として、認知症疾患医療センターとの連携や適切な認知症診断の知識及び治療技術などのさらなる向上を目指す研修を実施し、地域における認知症医療の体制強化をめざしています。

・認知症サポート医フォローアップ研修

認知症サポート医に対し、市内の医療資源の状況を踏まえた連携のあり方や、認知症の行動・心理症状への影響に配慮した身体疾患の管理等に関する医学的知識等を習得するための研修等を実施し、認知症サポート医の連携・機能強化を図っています。

・病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施しています。

・病院勤務以外の医療従事者に対する認知症対応力向上研修

病院勤務以外（診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等）の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得するための研修を実施しています。

・歯科医師認知症対応力向上研修・薬剤師認知症対応力向上研修・看護職員認知症対応力向上研修

歯科医師、薬剤師、看護職員に対し、認知症の人やその家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を修得するための研修を実施します。

・若年性認知症対策向上研修事業

企業等の人事労務担当者、産業医に対し、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。

⑨ 認知症介護実践者等養成研修事業

認知症介護実践者に対する実践的研修や、認知症介護の指導的立場にある者への専門的な知識、技術等を修得する研修を実施することを通じて、認知症介護の指導的役割を担う人材を養成するほか、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対して、適切なサービス提供に関する知識等を修得させるための研修を実施しています。

また、研修修了者を中心に、地域における認知症ケアの質の向上や認知症対応力強化を目的としたネットワークを構築し、地域全体での認知症介護の対応力向上を図っています。

⑩ 認知症高齢者緊急ショートステイ事業

介護者の入院等、突発的な事由により在宅生活が一時的に困難となった認知症の人及び認知症の疑いがある人を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する緊急ショートステイを実施し、認知症の人を介護するご家族の負担を軽減します。

⑪ 認知症カフェ等運営支援事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェを普及定着させるため、医療・福祉・介護等の専門職を派遣し、認知症カフェの運営支援を行っています。

⑫ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

(P12の地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の機能③の再掲)

認知症の人が、行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメールで氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とします。

⑬ 認知症高齢者位置情報探索事業

(P12の地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の機能③の再掲)

行方不明となるおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症の人を含む）を介護する家族等に対して位置情報探索機器を貸与し、行方不明時の位置情報確認及び高齢者保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担を軽減します。

⑭ 身元不明認知症高齢者緊急一時保護事業

市内の警察署で保護した身元不明の認知症高齢者に対し、身元が判明するまでの期間、緊急一時保護施設で保護を行い（14日以内）、身元の特定に努めるとともに、適切な支援につなげるため関係機関と連携しています。

⑮ オレンジサポーター地域活動促進事業

地域で共に支え合う仕組みの構築を推進するため、地域において活動している認知症サポーターに対して、ステップアップ研修を実施することにより、地域で活動するオレンジサポーターを養成し、認知症の人や家族の支援を行うオレンジサポーター等で構成するチーム「ちむオレンジサポーター」の立ち上げや活動支援等を行っています。

また、地域において認知症の人にやさしい取り組みを行うなど、認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録・周知し、地域における支援活動を促進します。

⑯ 若年性認知症支援強化事業

65歳未満で認知症を発症する若年性認知症の人の多くは、仕事や家事、子育て等の面において、高齢者とは異なる課題があり、その支援にあたっては、広範囲にわたる幅広い知識や高度な専門性が必要となることから、若年性認知症支援に関する専門職である大阪市若年性認知症支援コーディネーターを配置し、各区認知症地域支援推進員等による若年性認知症の人やその家族への支援に対する後方支援や研修等を行うことにより、地域における若年性認知症の人に対する支援を強化します。

6.5.3 施設福祉サービス

居宅で生活することが困難な高齢者のために、次のような老人ホーム等があります。

① **特別養護老人ホーム**

原則要介護3以上の在宅での介護が困難な方に対して、介護職員等が、食事・入浴・介護・機能訓練等のお世話をする施設。

② **養護老人ホーム**

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により自宅での生活が困難な状態にある方に、適切な生活支援を行い、自立した日常生活を送っていただき、社会復帰できるよう支援する老人福祉施設。

③ **軽費老人ホーム**

60歳以上で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安が認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者のための施設。

④ **生活支援ハウス**

大阪市内に住所を有する60歳以上の方で、かつ、ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、もしくは家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため居宅において生活することに不安のある方のための施設。

⑤ **介護老人保健施設**

看護や介護を必要とする高齢者および認知症の方に対して、リハビリテーション等の医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、在宅の生活への復帰を支援する介護保険施設。

⑥ **介護医療院**

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。

6.5.4 社会参加・生きがい対策

高齢者が生きがいをもって健やかに高齢期を過ごしていただけるよう、また、積極的に社会との交流を深めていけるよう各種の活動を支援・促進しています。

① 老人福祉センター

高齢者の地域福祉活動の拠点として、高齢者に関する各種の相談に応じ、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域活動を支援することを目的として、各区に設置しています。

② 老人クラブ活動

おおむね小学校区ごとに組織され、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として結成された老人クラブが行う、レクリエーションや教養の向上、清掃奉仕や友愛訪問等様々な活動に対して助成し、高齢者の地域福祉の推進を図っています。

③ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の家庭、地域、企業等社会の各分野での豊かな経験と知識及び技能を活かすため、各区老人福祉センターを中心とした「高齢者の生きがいと健康づくり総合推進会議」を区単位で設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行っていただくことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図っています。

④ 敬老優待乗車証（敬老パス）の交付

70歳以上の高齢者にOsaka Metro（オオサカメトロ）が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス（いまざとライナー含む）を1乗車50円で利用できる「敬老優待乗車証（ICカード）」を交付しています。

⑤ 市立文化施設等敬老優待

65歳以上の高齢者に対して敬老優待乗車証、介護予防ポイント手帳、運転免許証等、年齢・住所が明記された書類の提示により、市立文化施設などの入館料を優待しています。（一部の特別展などは有料）

⑥ 高齢者入浴利用料割引事業

70歳以上の高齢者の健康増進と孤独感の解消を図るため、月2回割引入浴サービスを実施している大阪市内の浴場に対し助成を行っています。

⑦ 高齢者福祉月間行事

市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会などを実施しています。

⑧ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）

高齢者の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図るため、スポーツ交流・文化交流を通じて広く各層の理解を深める全国健康福祉祭（ねんりんピック）に参加しています。本大会は毎年各都道府県及び政令指定都市の持ちまわりで開催されています。

⑨ シルバー人材センター

高齢者を対象に、地域に密着した仕事を会員に提供し、就業を通じての高齢者の生きがいづくり・社会参加をすすめるシルバー人材センターに助成を行っています。

⑩ 公衆浴場衛生向上等事業補助

一般公衆浴場において高齢者等の浴場利用者が安全に施設を利用することができ、健康づくり・介護予防につながるよう、健康局と連携し、浴室に手すりを設置する等、バリアフリー化にかかる経費の補助を行っています。

6.5.5 住宅対策

① 市営住宅（福祉目的住宅）の入居者募集

市営住宅の一部を高齢者向けとして、入居者を別枠募集しています。（募集時期・毎年5月）

② 高齢者ケア付住宅

手すりの設置や段差の解消など安全で快適な設備・設計を行うとともに、安否確認・生活相談・緊急時対応・一時的家事援助・関係機関への連絡など住宅支援を行う生活援助員を配置した住宅です。（新規入居の募集はありません）

③ 高齢者見守り付住宅

緊急通報システムの利用に加えて、冷蔵庫扉やトイレ扉等に設置して24時間以上開閉がなければ異常を検知するＩＣＴ見守り機器を住宅に設置し、異常を検知した際にはあらかじめ登録いただいた連絡先や入居者本人へ連絡し、必要に応じて訪問のうえ安否確認を行うサービスを備えた住宅です。（入居者の募集時期・毎年5月）

④ 高齢者住宅改修費給付制度

介護保険制度で要支援以上の認定を受けた方が住宅改修費の支給を受けて工事を行う場合、介護保険で支給の対象とならない工事であって補完的な工事の費用の一部を給付しています。

6.5.6 後期高齢者医療制度

「10 後期高齢者医療制度」（P55～57）参照

6.5.7 新型コロナウイルス等感染拡大防止対策

入所系の介護施設・事業所について、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費や簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な経費に対して補助を行っています。（補助限度額あり）

7. 障がいのある人のために

すべての人は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。これが障がい者施策の基本的理念です。

大阪市では、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加の共生社会の実現をめざして、障がい者施策の推進を図っています。

7.1 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付

「身体障がい者手帳」は身体障がいのある人の申請に基づき、障がいの種類（視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい）と程度（1～6級）を認定し、明記のうえ交付されます。

「療育手帳」は知的障がいのある人の申請に基づいて、障がいの程度（重度はA、中度はB 1、軽度はB 2と表示）を認定し、明記のうえ交付されます。

「精神障がい者保健福祉手帳」は精神障がいのある人の申請に基づき、障がいの程度（1～3級）を認定し、明記のうえ交付されます。（担当：健康局）

これらは、障がい者（児）が各種の福祉サービスを受ける場合に必要です。

7.2 障がい者（児）支援施策

障がいの種別・程度・年齢などによる個々の障がい者の多様な生活実態、ニーズに対応できるようにさまざまな事業や助成を行っています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）においては、障がいの種別を問わず、福祉サービスや公費負担医療を受給することができ、利用者負担については、みんなであう制度となっています。

大阪市障がい者支援計画

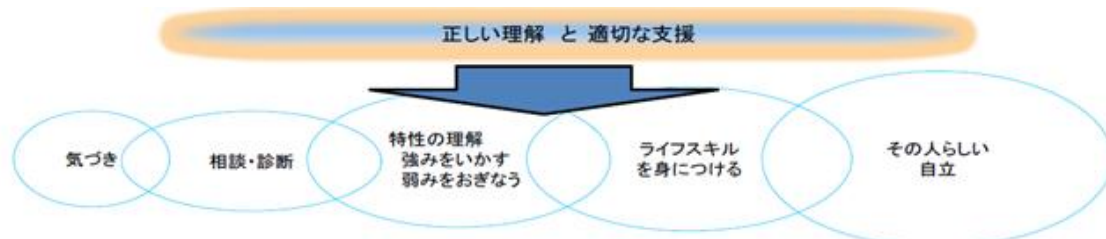
この計画は、障害者基本法の規定に基づいて策定する市町村障がい者計画であり、大阪市における障がいのある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画です。

大阪市では、「個人としての尊重」、「社会参加の機会の確保」、「地域での自立生活の推進」の3点を基本方針として、「大阪市障がい者支援計画」を策定しています。

現在は、令和6年3月に策定した「大阪市障がい者支援計画」に基づいて施策を推進しています。

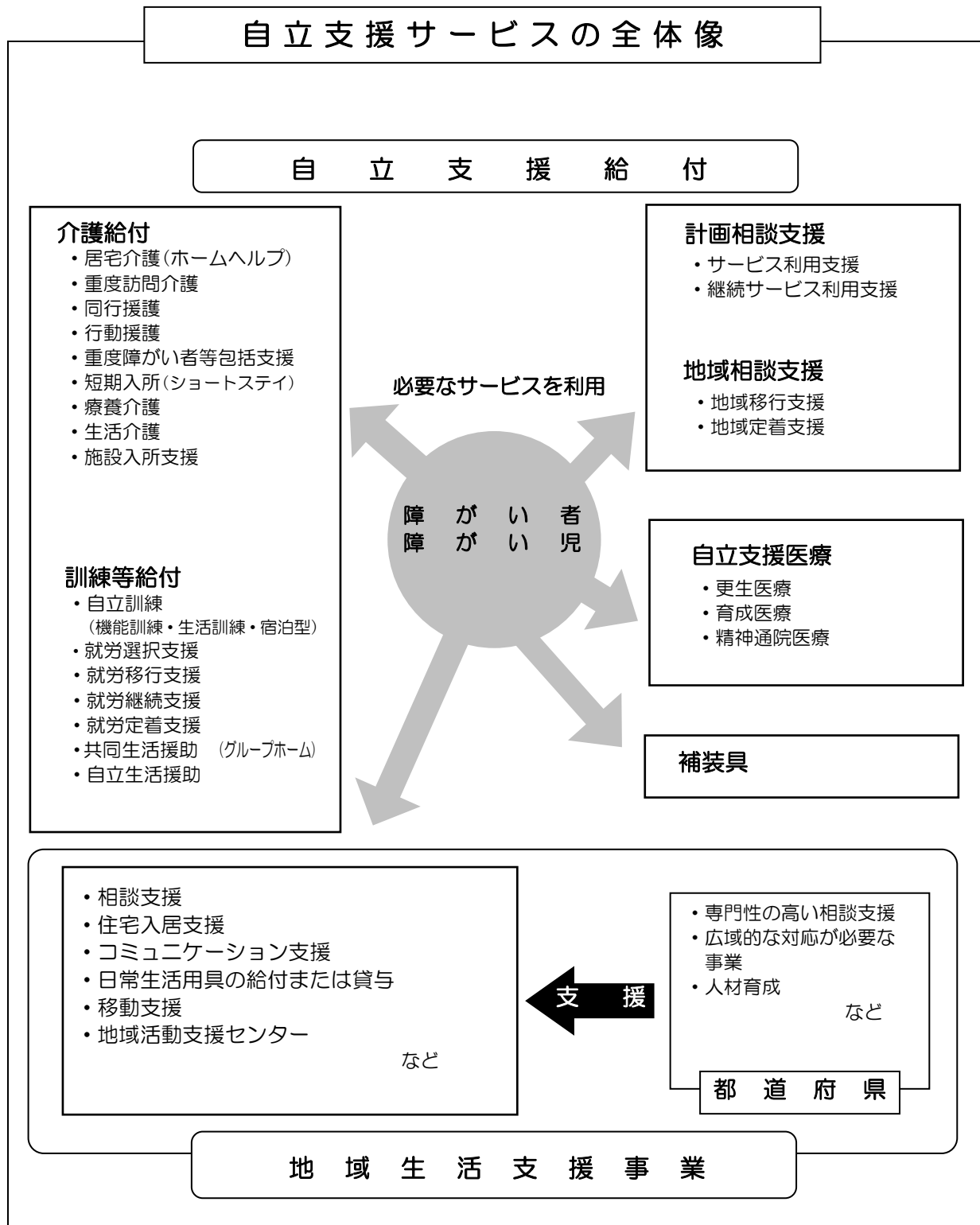
発達障がい者支援指針

発達障がいのある方が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及を図るとともに、保健・医療・福祉、教育・保育、労働などの各分野が連携し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指しています。



7.2.1 障害者総合支援法による給付の全体像

障害者総合支援法によるサービス・給付（自立支援サービス）は目的や役割に応じて、下記のグループに分類されます。



7.2.2 サービス内容

		サービスの種類	サービスの概要
介護給付	訪問して行うもの	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排泄、食事の介護等を行う。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護の必要な方に対して、居宅等における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある方に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供を行うとともに、移動の援護・援助を行う。
		行動援護	知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するための介護や外出時の介護などを行う。
	施設等に入所・通所して提供されるもの	重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供する。
		短期入所 (ショートステイ)	在宅の生活をされている方に対して、必要に応じて短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の便宜を提供する。
		生活介護	常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。
	住まいの提供	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
訓練等給付	施設等に入所・通所して提供されるもの	共同生活援助 (グループホーム)	地域において、共同生活を行う住居で必要な入浴、排泄、食事の介護、または家事等の相談をはじめとする日常生活上の援助を行う。
		自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるように、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行う。
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
		宿泊型自立訓練	居宅等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行う。
		就労選択支援 ※令和7年10月～	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	訪問して行うもの	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所し、一人暮らしを始めた方等に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行う。
		就労定着支援	就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方に対して、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を行う。

地域相談支援	地域移行支援	施設に入所又は精神科病院に入院している方に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜の供与を行う。
	地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等において相談その他の便宜の供与を行う。

計画相談支援	サービス利用支援	心身の状況、環境等を勘案し、利用サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成等を行う。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行う。

※介護給付等の利用を希望される場合には、障がい支援区分認定を受ける必要があります。（18歳未満の児童を除く。）

※居宅介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所については、障がい児（18歳未満の障がいのある児童）も利用できます。

7.2.3 障がい福祉サービスを利用するための手続

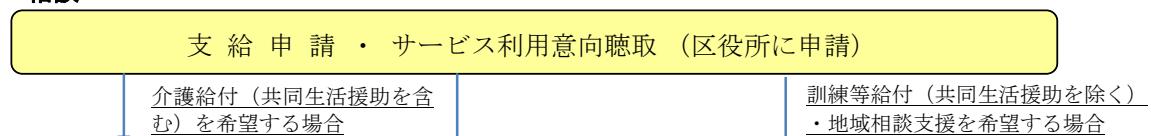
『介護給付』や『訓練等給付』、『地域相談支援給付』のサービスを利用するには、事前に聴き取りによる調査が必要となります。

『介護給付』の調査は、大阪市から委託を受けた事業者や本市職員が障がいのある方の自宅等を訪問して行っています。調査では、本人の心身の状況に関する項目（80項目）と地域生活・就労・日中活動・介護者・居住の状況等の確認をあわせて行います。

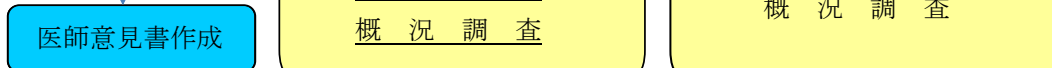
『訓練等給付』及び『地域相談支援給付』の調査は、本市職員が区役所の窓口または障がいのある方の自宅等を訪問して行っています。調査では、地域生活・就労・日中活動・介護者・居住の状況等の確認を行います。

・ 障がい福祉サービスの利用手続き（基本的なサービス利用までの流れ）

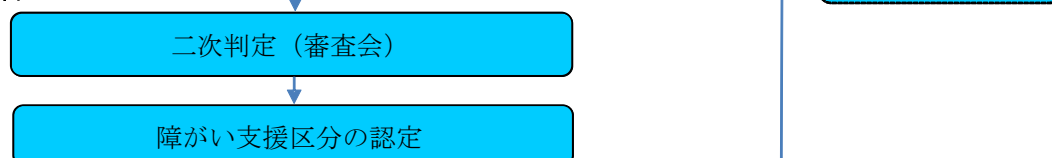
①申請・相談



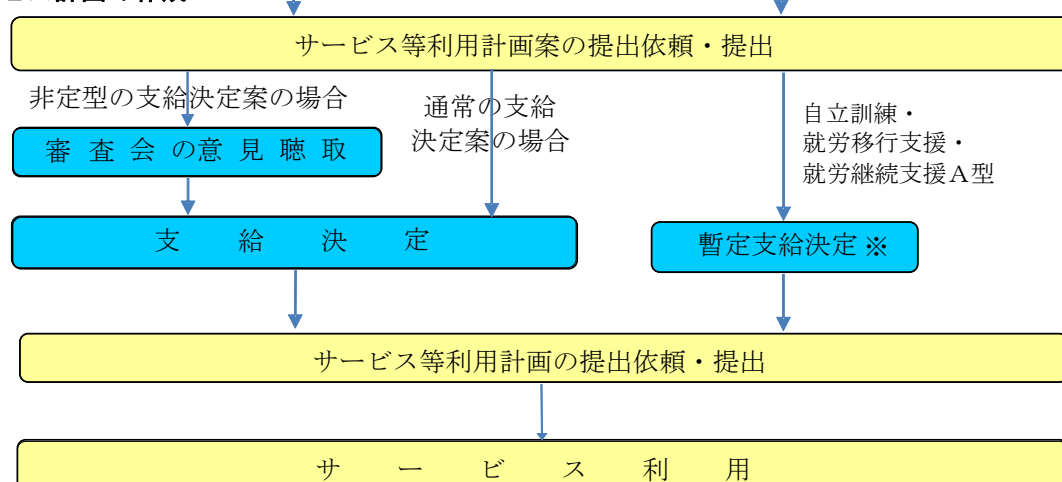
②聴き取り調査と 主治医意見書



③認定審査



④サービス計画の作成



※自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型については、暫定支給決定期間（最長2ヶ月）における評価結果により、支給決定の継続を判断することとなります。

・ 利用者負担

障害者総合支援法における利用者負担は、所得等に配慮した負担となるよう、負担上限月額の設定などの軽減策を図っています。ただし、負担上限月額に至るまではサービス利用に応じて、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担）が必要となります。

【負担上限月額】

	福祉部分	医療部分
生活保護世帯等の場合	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	（年間収入が80万円※までの場合）15,000円 （年間収入が80万円※を超える場合）24,600円
市町村民税課税世帯の場合	（障がい児の保護者の属する世帯の市町村民税所得割額の合計が28万円未満） 4,600円	40,200円
	（居宅で生活する障がい者世帯の市町村民税所得割額の合計が16万円未満） 9,300円	
	（上記以外）37,200円	

※負担上限月額の設定以外にもさまざまな負担軽減措置があります。

※なお、医療部分は、療養介護を利用する場合に限ります。また、年間収入の基準額は令和7年7月1日以降、80万9千円となる。

7.2.4 障がい児のために

① 障がい児（通所・入所）支援

障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児の保護者等に対し、障がい児通所支援に係る給付を行っています。障がい児通所支援の利用に関しては、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができるよう、障がい児の心身の状況や置かれている環境などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画（障がい児支援利用計画等）を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図っています。

また、障がいの重複化等を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう、障がい児入所支援に係る給付を行っています。

支援の種類	支 援 の 概 要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行い、またはこれに併せて治療を行う。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための必要な支援、社会との交流促進などの支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。

保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
福祉型障がい児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。
医療型障がい児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成及び給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成する。

② 利用者負担

障害者総合支援法同様、児童福祉法における利用者負担についても所得等に配慮した負担となるよう、負担上限月額の設定などの軽減策を図っています。ただし、負担上限月額に至るまではサービス利用に応じて、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担）が必要となります。

また、「3歳から5歳までの発達支援の無償化」や「多子軽減措置」、「第2子軽減制度」などの負担軽減措置もあります。

【負担上限月額】

		福祉部分		医療部分
		通所	入所	
生活保護世帯等の場合		0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯		0円	0円	（年間収入が80万円※までの場合） 15,000円 （年間収入が80万円※を超える場合） 24,600円
市町村 民税課 税世帯 の場合	所得割額28万円未満	4,600円	9,300円	40,200円
	所得割額28万円以上	37,200円	37,200円	

※負担上限月額の設定以外にもさまざまな負担軽減措置があります。

※なお、医療部分は、児童発達支援において治療を受ける場合及び医療型障がい児入所支援を利用する場合に限ります。また、年間収入の基準額は令和7年7月1日以降、80万9千円となる。

③ 児童発達支援等利用者負担給付金

0～2歳児の児童発達支援等の利用者負担額の多子軽減にかかる所得制限を撤廃するとともに、第2子の利用者負担額を無償化し、0～2歳児のうち第2子以降の障がい児にかかる児童発達支援等の利用者負担相当額の給付金を支給します。

④ 在宅指導

在宅の重症心身障がい児や重度障がい児に対して、家庭での療育のための相談、助言、指導を行う「重症心身障がい児訪問指導事業」、「障がい児等療育支援事業」を実施しています。

このほか、補装具費の支給や、日常生活用具の給付なども行っています。

7.2.5 自立支援医療（更生医療）、補装具

身体障がい者（児）がその障がいを軽減するために手術等の医療が必要な場合は、指定の医療機関で医療を

受けることができます。また、必要に応じて、視覚障がい者安全つえ・補聴器・義肢装具・車椅子などの補装具費を支給しています。

7.2.6 地域生活支援事業

障がい者（児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に提供される地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業には移動支援、地域活動支援センター、相談支援、日中一時支援、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付などの事業があります。

① 移動支援事業

（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出）

知的障がいや精神障がい、重度の盲ろう者及び全身性障がいにより、外出が困難な障がい者及び障がい児の方に対して、外出の際の移動支援を行っています。

（大学修学支援）

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の修学における外出の支援を要する方に対して、大学等が修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において、移動支援を行っています。

② 地域活動支援センター

（生活支援型）

在宅の障がい者に対し、専門相談員、指導員等による福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング等の相談支援事業を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援しています。また、通所により、創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進等の支援を行っています。

（活動支援型）

在宅の障がい者に対し、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練および入浴等のサービスを実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活の支援を行っています。

③ 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

④ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者等を派遣すること等により、意思疎通の円滑化を図ります。

⑤ 日常生活用具の給付

在宅の障がい者に特殊寝台などの日常生活用具を給付しています。

⑥ 住宅改修費給付

家庭内における日常生活の利便をはかり、介護者の負担を軽減するため、浴室や便所などの改修に必要な費用の一部の助成を行っています。

⑦ 緊急通報システムの設置

外出困難な在宅の重度障がい者に、緊急連絡等の手段を確保するため、緊急通報システムを設置しています。

7.2.7 安心して生活するために

① 重度障がい者医療費助成

次の要件に該当する方に対して、「保険診療にかかる医療費の自己負担」、「訪問看護利用料」の一部を助成しています。（本人所得について一定の所得制限あり）

- ・身体障がい者手帳をお持ちの障がい程度1・2級の方
- ・療育手帳をお持ちの障がい程度A（重度）の知的障がい者（児）の方
- ・身体障がい者手帳をお持ちの方で、療育手帳の障がい程度がB1（中度）の知的障がい者（児）の方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの障がい程度1級の方
- ・難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金1級9号相当の方または特別児童扶養手当1級9号相当の児童

また、重度の身体障がい者及び知的障がい者で、公的医療保険において市民税非課税世帯を対象とした自己負担（標準負担額）の減額認定が適用される方に対し、入院時食事代の助成を行っています。

② 特別障がい者手当等

20歳以上で常に特別の介護を必要とする在宅の重度の障がい者には、特別障がい者手当として月額29,590円を、20歳未満で常時介護を要する在宅の重度の障がい児には障がい児福祉手当として月額16,100円を、それぞれ支給しています。（ただし、所得制限があります。）

③ 外国人心身障がい者給付金

市内在住の外国人重度心身障がい者で一定の支給条件に該当する方に対し、給付金として月額20,000円を支給しています。（ただし、生活保護受給者、公的年金受給者は支給されない。）

また、「大阪府重度障がい者特例支援事業」が大阪市内対象者についても適用されています。（月額20,000円）

④ 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）に支給されます。月額 1級56,800円、2級37,830円

⑤ 特別障がい給付金

20歳以上60歳未満で、「被用者年金の被保険者等の配偶者であったこと」、「学生であったこと」のいずれかにより国民年金の任意加入対象者であった期間について、当時、任意加入していなかったために障がい基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方を対象とした福祉的制度です。

支給額は、障がい基礎年金1級相当の方は月額56,850円、2級相当の方は月額45,480円です。（ただし、原則として、65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。また、障がい基礎年金等、障がいを支給事由とする年金給付を受けることができる方には支給されません。）

⑥ 心身障がい者扶養共済制度

障がい児（者）を扶養している方が加入者となり、月額5,600～23,300円の掛金（扶養者の加入時の年齢により異なる）で、加入者が死亡、重度障がいの状態になったとき、障がい児（者）本人に一口あたり毎月20,000円の年金を支給しています。

⑦ 障がい者相談員

身体障がいのある方や、知的障がいのある方の保護者の中で、福祉増進に熱意をもった方で地域にもくわしく信頼のある方等に「身体障がい者相談員」または「知的障がい者相談員」を委嘱し、地域の障がい者や家族からの相談に応じて必要な助言や指導を行っています。

⑧ 市営住宅（福祉目的住宅）の入居者募集

市営住宅の一部を障がい者向けとして、入居者を別枠募集しています。この中には、車いす常用者用に設計された住宅もあります。（募集時期：毎年5月）

⑨ あいサポート運動

多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声かけるなどちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす運動です。

また、多様な障がいの特性や必要な配慮などを学べる「あいサポート研修」を実施し、あいサポート運動に取り組む方（あいサポーター）を養成しています。

⑩ ヘルプマークストラップ及びカードの配布

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることで、援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。各区保健福祉センター等でヘルプマークストラップ及びカードを配布しています。

7.2.8 自立を促進するために

① 職業訓練

一般企業への就職を目指す障がいのある方に対し、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センターにおいて職業訓練を行い、就業の促進を図っています。

② 就業支援

大阪市障がい者就業・生活支援センターで、就職を希望する方や在職している方に対して、就業相談、職業訓練、職場実習等を行いながら、障がい者の就業の安定と職業的自立の促進を図っています。

発達障がい者就労支援事業については、発達障がいの専門相談員（発達障がい者就業支援コーディネーター）が就業を希望する発達障がいのある方の各種相談に応じ、関係機関とも連携しながら働くことに対して支援を行っています。また、就職後も勤務先と調整し、安定した職業生活が送れるように支援を行っています。

また、重度障がい者就業支援事業については、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力を持ちながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大することで、社会参加の支援を行っています。

③ 障がい者相談支援事業

市内在住の障がい者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング（障がいのある相談員が様々な相談に応じる）、権利擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介など障がい者の相談支援を行っています。

7.2.9 社会参加のために

① 交通機関乗車料金福祉措置

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、戦傷病者及び原爆被爆者のうち、重度（知的障がい者については中度を含む）の方と12歳未満の方には、Osaka Metro（オオサカメトロ）が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス（いまどとライナー含む）の無料乗車証を交付し、12歳以上の軽度の方または、特別児童扶養手当受給世帯には割引証を交付しています。

② 重度障がい者等タクシー料金助成

重度障がい者等で交通機関乗車料金福祉措置において無料乗車証の交付資格のある方（精神障がい者、12歳未満の軽度障がい者を除く）について、交通機関無料乗車証との選択制でタクシー給付券またはリフト付タクシー給付券（最大年間96枚）を交付しています。

③ **福祉バス借上助成**

障がい者（児）団体が研修会、社会見学などを実施するため、大型バスを借りる場合、バス借上料の一部の補助を行っています。

④ **障がい者スポーツの振興**

大阪市障がい者スポーツ大会をはじめとした障がい者スポーツの各種大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会に毎年、大阪市選手団を派遣しています。さらに障がい者スキー教室などの各種講習会の開催や、選手の育成、指導者の養成にも努めており、積極的に障がい者スポーツの振興を図っています。

⑤ **障がい者スポーツセンター**

・ **長居障がい者スポーツセンター**

東住吉区长居公園 1－32

TEL 6697－8681 FAX 6697－8613

・ **舞洲障がい者スポーツセンター**

此花区北港白津 2－1－46

TEL 6465－8200 FAX 6465－8207

※スポーツを通じて健康の増進や心身機能の回復向上をはかり、社会参加の促進をはかるための障がい者（児）専用のスポーツ施設

・ **舞洲障がい者スポーツセンター宿泊研修部門**

此花区北港白津 2－1－46

TEL 6465－8210 FAX 6465－8213

〔 全室障がい者対応の宿泊施設 和洋27室、定員81名
障がい者、65歳以上の高齢者の方を優先する。 〕

⑥ **早川福祉会館**

早川福祉会館では、点字・録音図書・「大阪市民のみなさんへ」の録音版等の製作や貸し出し、対面読書サービスなど視覚障がい者への情報提供事業と障がい者や障がい者に関係する団体などを対象とした貸室事業などを行っています。

また、点訳講習会・音訳講習会等の開催などボランティアの養成にも力を注いでいます。

東住吉区南田辺 1－9－28

TEL 6622-0122 FAX 6622-0121

7.3 心身障がい者リハビリテーションセンター

障がいのある方が抱えておられる課題は、障がいの種類、程度、原因などにより様々であり、福祉・保健・医療・教育・就業など多くの分野にわたって関連しています。障がいのある方への支援は、これらの分野を有機的に連携させて、総合的な立場から継続して行う必要があります。

リハビリテーションセンターは、このような趣旨に沿って設置された「障がい者支援の基幹施設」であり、センターには、次の部門があります。

相談・判定部門

① 身体障がいのある方

身体障がいのある方の医療・保健、補装具、訓練などの相談に応じ、必要な助言を行い医学的、理学的、心理学的な見地などから障がいの精密な診断・判定を行うとともに身体障がい者手帳審査会業務、指定自立支援医療機関の指定業務も行っています。

② 知的障がいのある方

各区保健福祉センターからの依頼により、18歳以上の知的障がいのある方や家族などからのさまざまな悩みや心配ごとの相談に応じ、療育手帳の判定、福祉サービスの利用などについての助言、指導を行っています。また、支援の指針を提供するため、心理判定などを行っています。

③ 心身に障がいのある児童

就学前の乳幼児を対象として、運動発達障がい、知的障がい、発達障がいなどの療育相談に応じ、専門的見地から必要な助言、指導を行っています。

④ 発達障がいのある方

大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）において、発達障がいのある方およびその家族を対象に、相談支援・就労支援・親支援講座などを行うとともに、関係機関・事業所などに対し、啓発・研修・機関支援などを行っています。

（発達障がい児専門療育機関事業）

発達障がいであるとの診断を受けた児童に対し、個別的・専門的な児童の療育と保護者への研修を行っています。

訓練部門（更生療育センター）

① 入所による訓練

身体に障がいのある方や高次脳機能障がいのある方が自立した日常生活または社会生活をおくるため、入所により機能訓練・生活訓練および日常生活動作訓練や社会適応訓練などを行い、障がいのある方の地域生活支援の促進を図っています。

② 通所による訓練

在宅の身体に障がいのある方や、脳血管障がい・脳性麻痺等による言語に障がいのある方を対象として、通所による日常生活動作の向上を目的とした肢体訓練や、コミュニケーション機能の改善・向上を目的とした言語訓練を行うことにより、障がいのある方の地域生活支援の促進を図っています。

③ 児童発達支援センターなど

児童発達支援センター機能を活用して、就学前の発達に支援が必要な児童を対象に、親子通園及び単独通園による療育を行っています。子どもの身体的・心理的・社会適応力等の発達を支援します。また、障がい児等療育支援事業では、訪問・外来・施設支援（療育機関等の職員）にも取り組んでいます。

職業訓練部門（職業リハビリテーションセンター）

就業をめざす障がいのある方を対象に、職業能力開発訓練を行うとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉機関など関係機関と協力し、就業支援・就業定着支援を実施し就業促進を図っています。

研究・研修・情報サービス部門

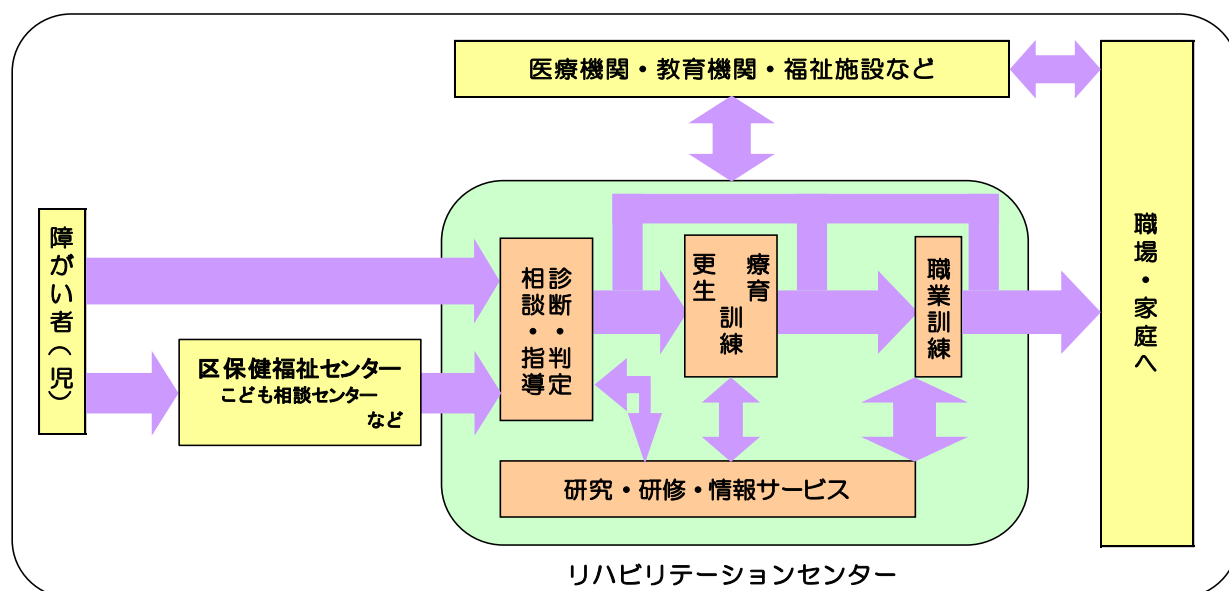
- ・ 障がいのある方とその家族の福祉の向上をはかるため、医学・心理学・工学・社会学・職業などの分野にわたる総合的な研究をめざすとともに、各種研修会に専門スタッフを講師として派遣しています。
- ・ 障がい者福祉・リハビリテーションに関する講演会の開催をはじめ、障がいのある方の日常生活に必要な各種情報の収集・提供を行っています。

補装具・福祉機器普及事業（援助技術研究室）

援助技術研究室では、福祉用具に関する相談・助言、情報提供、工夫、改良や住宅改修に関する相談のほか、研究開発、専門技術者向けのセミナーの開催及び講師派遣などを行っています。

- ・ 所在地 〒547-0026 平野区喜連西 6-2-55
- ・ 電話 (心身障がい者リハビリテーションセンター)
6797-6501
(更生療育センター)
6797-6681
(職業リハビリテーションセンター)
6704-7201

リハビリテーションセンター体系図と業務



8. 生活に困ったときのために

8.1 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活保護に至る前の段階での、生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的として、法に基づく各種事業を実施しています。

支援にあたっては、生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じた支援プランを作成するとともに、他制度・他施策の相談窓口へつなぎ、関係機関や地域のネットワーク等と連携することにより、対象者が抱える課題が複雑化、困難化する前に、自立できるよう支援します。

① 自立相談支援事業（相談支援）

各区役所内に支援窓口を設置し、経済的な問題をはじめとした多様で複合的な課題を抱える方に対し、相談支援員が対象者の状態に応じた支援プランを作成し、生活困窮者自立支援法に基づくサービスや各種制度、インフォーマルな資源等を活用し、包括的・継続的な相談支援を行うことにより、自立へ向けた支援を行います。

また、自ら窓口へ来られない方に対しては、地域との連携による把握に努め、訪問支援（アウトリーチ）の手法も含めた支援を行います。

② 総合就職サポート事業＜自立相談支援事業（就労支援）＞

相談支援窓口を訪れた方で、個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル向上支援や求職活動支援等を行うとともに、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の定着支援等を行います。

③ 就労訓練事業

すぐに一般就労につくことが難しい方には、支援付きの就労・訓練の場を提供する認定就労訓練事業所をあっせんし、一般就労に向けて生活面等の支援を行います。

④ 就労チャレンジ事業

（就労準備支援事業）

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の、就労へ向けて課題のある方に対して、生活リズムを整え社会性を身につける事を基本とした段階的な支援を行います。

（就労訓練推進事業）

就労訓練事業により多くの事業所の参入を促すため、認定就労訓練事業所の開拓や事業所への助言等を行います。

⑤ 住居確保給付金の支給

（家賃補助）

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を失った方、または住宅を失うおそれのある方のうち、常用就職に向けた意欲があり、求職活動等を誠実に実施し、収入や資産等の各種要件を満たす方に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施します。

＜＜支給額＞＞（1 か月あたり上限額）

単身世帯：40,000 円 複数世帯（2 人）：48,000 円 複数世帯（3～5 人）：52,000 円

複数世帯（6 人）：56,000 円 複数世帯（7 人以上）：62,000 円

＜＜支給期間＞＞

原則 3 か月、最長 9 か月

(転居費用補助)

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住宅を失った方、または住宅を失うおそれのある方に対し、転居することで家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用相当額を支給します。

＜<支給額>>(転居先が大阪市内の場合の上限額)

単身世帯：208,000 円 複数世帯(2人)：224,000 円 複数世帯(3人)：240,000 円

複数世帯(4人)：256,000 円 複数世帯(5～6人)：272,000 円 複数世帯(7人以上)：288,000 円

⑥ 家計改善支援事業

相談支援窓口を訪れた方で、多重債務・過重債務を抱える方、家計管理に課題のある方等に対して、家計再生計画を作成し、収支改善に向けた支援を行います。

⑦ 子ども自立アシスト事業(子どもの学習・生活支援事業)

中学生及び高校生世代(中退者・未進学者)がいる家庭に対し、子ども自立支援員を派遣し、親子の進学意識を高め、高校への進学に向けたカウンセリング等の支援を行い、子どもの自立への動機づけを行います。

8.2 生活保護制度

生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立助長のための支援を行っています。

保護は、原則として、要保護者(保護を必要とする状態にある方)、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請にもとづいて、開始されます。

保護を受けるには、まず、自分が利用できる資産、能力、その他のあらゆるものを最低生活の維持のために活用することが必要です。

扶養義務者による扶養や、他の法律などによる扶助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われず。

保護は、厚生労働大臣の定める基準(保護基準)と世帯の収入を比べて不足分が支給されます。

令和7年4月 保護基準(生活扶助費)

- | | | |
|------------------------|-----|----------|
| ・標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子) | 月 額 | 152,900円 |
| ・単身高齢者(75歳以上の場合) | 月 額 | 71,900円 |
| ※上記のいずれも各種加算を含んでおりません。 | | |

保護は、原則として、世帯を単位として行われます。

保護は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8種類に分かれ、要保護者の必要に応じて、それぞれの扶助が行われます。

保護は、居宅で行われる場合と、施設に入所又は病院に入院して行われる場合があります。

・施設入所

施設への入所を必要とする要保護者には、各区保健福祉センター、福祉局生活福祉部自立支援課(緊急入院保護担当)で適切な施設への入所手続きを行っています。

施設の種類	対 象
救 護 施 設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者
更 生 施 設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者
医療保護施設	医療を必要とする要保護者

生活保護の適正実施の主な取り組み

① 不正受給対策（区における生活保護適正化対策事業）

全区に「不正受給調査専任チーム」（警察官 0B を含む）を配置し、不正又は不正の疑いのある事業の調査を実施

② 医療扶助の適正化（被保護者への適正受診支援事業）

頻回・重複受診者に対する適正受診支援に加え、生活習慣病重症化予防等の健康管理支援事業を実施

③ 就労自立支援（総合就職サポート事業等）

生活保護受給者の早期自立に向けて、各区に各種就労支援員を配置し、総合的な就労支援（面談支援を基本に模擬採用面接やセミナー等）を実施

8.3 大阪市緊急援護資金貸付事業

生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として資金を貸し付けています。

《貸付対象》

次のすべてに該当する方

- ・ 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方（住民票で3か月以上の居住が確認できること）
- ・ 生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受け、現に当該給付又は貸付を受けていない方
- ・ 生活保護法による保護を受けていない方
- ・ 償還の見込みのある方

前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は貸付を受けることはできません。

- ・ 本資金の貸付を受け、償還の終わっていない場合
- ・ 他の貸付資金を滞納している場合
- ・ 生活保護法による保護を受けている場合（ただし、生活福祉基金の教育支援資金就学支度費を申請中の方を除く。）
- ・ 申請理由に虚偽がある場合

《貸付内容》

- ・ 貸付金額は1世帯あたり10万円以内（単身世帯は5万円以内）の必要と認める金額です。
- ・ 貸付は無利子としますが、償還期限経過後は年5分の利子を徴収します。
- ・ 保証人は原則不要ですが、貸付内容によっては必要となる場合があります。
- ・ 償還期限は生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支払日の翌日に一括返還となります。

9. 国民健康保険

国民健康保険は、社会保障制度の一環として、国民の誰もが安心して医療を受けられることを保障する、国民皆保険の基幹をなす制度です。

被保険者が負担する保険料と国の支出金等を財源として、運営されています。

9.1 被保険者

市内に住んでいるすべての方は、大阪市の国民健康保険の被保険者となります。

ただし、次のいずれかにあてはまる方は除かれます。

- ・ 職場などの健康保険の被保険者とその扶養家族
- ・ 国民健康保険組合の被保険者
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者
- ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- ・ 中国残留邦人支援法による支援給付を受けている方
- ・ その他、児童福祉法の適用を受けている児童で扶養義務者のない児童など、厚生労働省令で定める特別の理由がある方

(令和7年3月31日現在)

大阪市の推計人口 約278万人	
国民健康保険の被保険者 約54万人 (19%)	他の医療保険の被保険者等 約224万人 (81%)

9.2 保険給付

次のような保険給付が受けられます。

(令和7年4月1日現在)

保険給付の種類	内 容												
療 養 の 給 付	○ 病気や負傷したとき、保険医療機関等に保険証利用登録をされたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）または資格確認書を提示すれば療養の給付が受けられる。 ※オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、マイナポータルの資格情報画面もしくは資格情報のお知らせをマイナ保険証と一緒に提示することで、受診することができます。 給付割合は7割。なお、義務教育就学前の乳幼児と70歳以上の方は8割、ただし、70歳以上で現役並み所得者は7割。 ○ 入院の場合は食事療養にかかる自己負担（標準負担額）などが別途必要。ただし、市民税非課税世帯の方についてはオンライン資格確認等システムを導入している医療機関等では、申請不要で軽減される。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、お住まいの区の区役所保険年金業務担当で申請が必要。												
療 養 費	○ 急病や旅行中に負傷したときなど、やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書が提示できず、診療に要した費用を全額自費で支払ったときや、医師の指示により治療に必要な装具を作成し、代金を支払ったときなどに、申請により療養費が支給される。												
高 額 療 養 費	○ 70歳未満の方 同じ世帯の70歳未満の方が、同じ月内に受けた保険診療の一部負担金について、保険医療機関等ごとに21,000円以上になっているものを合算して「自己負担限度額」を超えたとき、その超えた額を申請により高額療養費として支給する。 オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等では、申請不要で一部負担金は「自己負担限度額」までとなる。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、お住まいの区の区役所保険年金業務担当で、「限度額適用認定証」等の申請が必要。 <table><tr><th>区分</th><th>自己負担限度額</th></tr><tr><td>ア 基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯</td><td>252,600 + (医療費総額 - 842,000) × 1% 【多数該当 140,100円】</td></tr><tr><td>イ 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え、901万円以下の世帯</td><td>167,400 + (医療費総額 - 558,000) × 1% 【多数該当 93,000円】</td></tr><tr><td>ウ 基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え、600万円以下の世帯</td><td>80,100 + (医療費総額 - 267,000) × 1% 【多数該当 44,400円】</td></tr><tr><td>エ 基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯</td><td>57,600 円 【 多 数 該 当 44,400 円 】</td></tr><tr><td>オ 市民税非課税世帯</td><td>35,400 円 【 多 数 該 当 24,600 円 】</td></tr></table> 多数該当: 同一世帯で直近12カ月の間に3回以上高額療養費が支給されているときは、4回目からは「多数該当」となり、「自己負担限度額」が減額される。	区分	自己負担限度額	ア 基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯	252,600 + (医療費総額 - 842,000) × 1% 【多数該当 140,100円】	イ 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え、901万円以下の世帯	167,400 + (医療費総額 - 558,000) × 1% 【多数該当 93,000円】	ウ 基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え、600万円以下の世帯	80,100 + (医療費総額 - 267,000) × 1% 【多数該当 44,400円】	エ 基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯	57,600 円 【 多 数 該 当 44,400 円 】	オ 市民税非課税世帯	35,400 円 【 多 数 該 当 24,600 円 】
区分	自己負担限度額												
ア 基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯	252,600 + (医療費総額 - 842,000) × 1% 【多数該当 140,100円】												
イ 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え、901万円以下の世帯	167,400 + (医療費総額 - 558,000) × 1% 【多数該当 93,000円】												
ウ 基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え、600万円以下の世帯	80,100 + (医療費総額 - 267,000) × 1% 【多数該当 44,400円】												
エ 基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯	57,600 円 【 多 数 該 当 44,400 円 】												
オ 市民税非課税世帯	35,400 円 【 多 数 該 当 24,600 円 】												

○ 70歳から74歳までの方

同じ月内に受けた保険診療について、すべての保険医療機関等で支払った一部負担金を合算して「自己負担限度額」を超えたとき、その超えた額を申請により高額療養費として支給する。

次の順に限度額を適用する。

(1) 個人ごとの限度額の適用

《外来の場合》

外来で診療を受けたときは、その方が各保険医療機関等で支払う一部負担金は「外来の限度額」までの額となる。

《入院の場合》

入院で診療を受けたときは、その方が各保険医療機関等で支払う一部負担金は「入院と外来を合算した限度額」までの額となる。

※オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等では、申請不要で一部負担金は限度額までとなる。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、「高齢受給者証」を提示することにより、一部負担金は限度額までとなる。(市民税非課税世帯の方、現役並みⅡ及び現役並みⅠの方は、高齢受給者証に加え、区役所で申請・交付された限度額適用認定証を提示)

(2) 世帯ごとの限度額の適用

国民健康保険に加入している同じ世帯のすべての70歳以上の方の入院と外来の一部負担金を合算し、「入院と外来を合算した限度額」を超えた額が支給される。

区 分		自己負担限度額	
		外来の限度額 (個人単位)	入院と外来を合算した限度額 (世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)		252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 【多数該当の場合 140,100円】	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)		167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% 【多数該当の場合 93,000円】	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)		80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 【多数該当の場合 44,400円】	
一 般		18,000円 (年間合算 144,000円)	57,600円 【多数該当の場合 44,400円】
市 民 税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

区分Ⅰ・Ⅱ：市民税非課税世帯のうち、世帯全員の所得が0円の場合(公的年金等控除は80万円として計算※令和7年8月1日以降806,700円)は、適用区分Ⅰとなる。その他の世帯は適用区分Ⅱとなる。

年 間 合 算：1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に受けた保険診療(外来のみ)の自己負担額を合算して「年間合算」の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を高額療養費として支給する。

○ 70歳未満の方と70歳以上の方の合算

国民健康保険に加入している同じ世帯の70歳未満の方の自己負担額(ただし、保険医療機関等ごとで一部負担金相当額が21,000円以上のもの)と、70歳以上の方の自己負担額を合計し、70歳未満の「自己負担限度額」を超えた額が支給される。

○ 高額療養費の支給についての注意事項

- ・室料差額、歯科の材料差額など、保険診療外のものが高額療養費の対象外。また、「入院時の食事療養にかかる自己負担額(標準負担額)」なども対象外。
- ・人工透析を実施している慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染症の方等については、申請により「特定疾病療養受療証」を発行する。この受療証を提示することにより、保険医療機関等での支払いは10,000円が限度になる。ただし、区分アまたはイの世帯に属する70歳未満の方の人工透析にかかる診療は20,000円が限度となる。

高額介護合算療養費	○ 同一世帯の被保険者で、1年間の国民健康保険の自己負担額と、介護保険の利用者負担額の合計が「高額介護合算療養費制度における自己負担限度額」を超える場合、その超えた額を申請により世帯主に支給する。(国民健康保険と介護保険の両方を利用した場合に限る。ただし、支給額が500円以下の場合は支給しない) なお、支給対象期間の1年間は毎年8月1日～翌年7月31日となる。 ・70歳未満 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>自己負担限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え、901万円以下の世帯</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え、600万円以下の世帯</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td><td>34万円</td></tr> </tbody> </table> ・70～74歳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>自己負担限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並みⅢ (課税所得690万円以上)</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>現役並みⅡ (課税所得380万円以上)</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>現役並みⅠ (課税所得145万円以上)</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>56万円</td></tr> <tr> <td>市民税</td><td>区分Ⅱ 31万円</td></tr> <tr> <td>非課税世帯</td><td>区分Ⅰ 19万円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	自己負担限度額	基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯	212万円	基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え、901万円以下の世帯	141万円	基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え、600万円以下の世帯	67万円	基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯	60万円	市民税非課税世帯	34万円	区 分	自己負担限度額	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	212万円	現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	141万円	現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	67万円	一般	56万円	市民税	区分Ⅱ 31万円	非課税世帯	区分Ⅰ 19万円
区 分	自己負担限度額																										
基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯	212万円																										
基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え、901万円以下の世帯	141万円																										
基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え、600万円以下の世帯	67万円																										
基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯	60万円																										
市民税非課税世帯	34万円																										
区 分	自己負担限度額																										
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	212万円																										
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	141万円																										
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	67万円																										
一般	56万円																										
市民税	区分Ⅱ 31万円																										
非課税世帯	区分Ⅰ 19万円																										
出産育児一時金	被保険者が妊娠12週以上の出産(死産、流産を含む)をしたときに、次のとおり支給する。 ・産科医療補償制度に加入している医療機関等で妊娠22週以上の出産をした場合は50万円。 ・産科医療補償制度に加入している医療機関等で妊娠22週未満の出産をした場合と、産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産をした場合は48万8千円。																										
葬 祭 費	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する																										
その他の給付	○ 精神・結核医療付加金 次のいずれかにあてはまり、医療にかかった費用の一部を負担する場合は、医療付加金支給されるので、医療機関等で自己負担の必要はない。 (1) 精神保健福祉法による措置入院 (2) 障害者総合支援法による精神通院医療 (3) 感染症法第37条による入院結核医療 (4) 感染症法第37条の2による結核医療 ○ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金 新型コロナウイルス感染症対策本部(政府)の緊急対応策(第2弾)により、感染症対策の緊急的・特例的な措置として、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、支給に要する費用について財政支援が行われることに伴い、大阪市では急決専決による条例改正を行い、令和2年4月24日より実施。 なお、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことにより、対象は令和5年5月7日までに感染(疑い含む)した者。 (1) 対象者 被用者(給与の支払いを受けている)で、新型コロナウイルスに感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養により、労務に服することができない期間に対する給与の支払いを、全部または一部を受けられない者 (2) 支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日 (3) 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数																										

	(4) 適用期間 令和2年1月1日～令和5年5月7日までの感染（疑い含む）により、療養のため就労することができなくなった期間（ただし、入院が継続する時などは最長1年6月まで） (5) 申請できる期限（時効） 療養のため就労することができなくなった日ごとに、その翌日から2年で時効となる。
--	---

9.3 特定健診・特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した、健診結果に基づくきめ細かな保健指導を行っています。

① 特定健診

- ・対象者：40歳以上の大阪市国民健康保険被保険者
（年度中に40歳になる方を含む。）
- ・実施場所：府内取扱医療機関、各区保健福祉センター・小学校等の集団健診会場（以下、集団健診会場）
- ・受診方法：対象者全員に受診券を送付。受診券、個人票（受診券と同封）、保険証を取扱医療機関に提示し受診。受診者負担は無料。

② 特定保健指導

- ・対象者：特定健診結果に基づいて内臓脂肪の蓄積程度とリスク要因の数により対象者を抽出、階層化。
- ・実施場所：市内特定保健指導取扱医療機関、特定保健指導取扱事業者、集団健診会場
- ・利用方法：対象者に利用券を送付。利用券、保険証を特定保健指導取扱医療機関・特定保健指導取扱事業者に提示し利用。利用者負担は無料。（特定保健指導取扱医療機関における特定健診受診においては、特定健診結果説明時に特定保健指導の初回面接を同時に実施可）

9.4 被保険者の健康増進

被保険者の疾病予防と健康増進を図るため、次の保健事業を実施しています。

① 国保人間ドック

30歳以上の被保険者を対象に国保人間ドックを実施し、被保険者の健康保持、疾病の早期発見、早期治療を図っています。また、令和7年度は昭和35年4月～昭和36年3月、昭和40年4月～昭和41年3月、昭和45年4月～昭和46年3月、昭和50年4月～昭和51年3月、昭和55年4月～昭和56年3月、昭和60年4月～昭和61年3月生まれの被保険者に対しては受診に対する動機付けを高めるため、受診費用を無料としています。なお、特定健診の対象者が受診する場合は、特定健診との同時受診としています。

② 国保プラス健診

18歳以上の被保険者の生活習慣病の予防対策として、特定健診に心電図・胸部エックス線・聴力などを追加した国保プラス健診を実施しています。

③ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、特定健診の結果を基に、糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず治療に結びついていない被保険者を対象として、医療機関への受診勧奨を行うとともに、希望者に対して生活習慣改善に向けた指導を行っています。

9.5 保険料

国民健康保険で支出する医療給付費等は、原則として保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっています。

①医療分保険料…全ての世帯にかかります。

平等割		均等割		所得割		
1世帯当たり 33,574円	+	被保険者数 ×34,424円	+	算定基礎 所得金額	※1 ×9.30%	= 年間保険料 最高限度額 65万円

(特定世帯 平等割：16,787円 ※2
特定継続世帯平等割：25,181円)

②後期高齢者支援金分保険料…全ての世帯にかかります。

平等割		均等割		所得割		
1世帯当たり 10,761円	+	被保険者数 ×11,034円	+	算定基礎 所得金額	※1 ×3.02%	= 年間保険料 最高限度額 24万円

(特定世帯 平等割：5,381円 ※2
特定継続世帯平等割：8,071円)

③介護分保険料…被保険者の中に40歳から64歳の方（介護保険第2号被保険者）がいる世帯にのみかかります。

介護分保険料は平等割がかかりません。	+	均等割		所得割		
		介護保険第2号被保険者数 ×18,784円	+	算定基礎 所得金額	※1 ×2.56%	= 年間保険料 最高限度額 17万円

※1 算定基礎所得金額については次のとおり計算します。

算定基礎所得金額＝前年中総所得金額等－43万円

（上記の43万円は、合計所得金額が2,400万円以下の場合に限ります。）

世帯の所得割は、被保険者（介護分保険料は介護保険第2号被保険者）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（以下、「特定同一世帯所属者」といいます。）がいる世帯で、その世帯の国保の加入者がおひとりの場合は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料の平等割が、5年間1/2減額（特定世帯）となり、その後、3年間1/4減額（特定継続世帯）となります。ただし、世帯主の変更を伴う異動があった場合は、上記の経過措置の対象外となります。

9.6 保険料の納め方

① 金融機関等での支払い（普通徴収）

保険料の納付は、口座振替を基本としています。区役所または金融機関の窓口で金融機関の通帳・通帳使用印・被保険者番号がわかるものを持参し、申込みをします。

《キャッシュカードでの申込み》

- ・区役所では、ペイジー口座振替サービスを導入しているため、キャッシュカードがあれば、その場で口座振替の手続きを完了することができます。

※ただし生体認証カードなど、一部使用できないカードがあります。

《Web 口座振替受付サービスでの申込み》

- ・パソコン・スマートフォン・タブレット端末等からインターネットを利用し、大阪市ホームページ上で口座振替の申込みができます。

口座振替の手続きをされなかった方は、納付書により、納期限までに金融機関（大阪市公金収納取扱店）、区役所、コンビニエンスストアなどで保険料を納めていただきます。

② 年金からの支払い（特別徴収）

加入者全員が65歳から74歳である世帯の保険料については、世帯主（国民健康保険資格のない世帯主を除く）の年金から保険料を納めていただきます。なお、対象世帯へは、事前に「特別徴収開始通知書」でお知らせします。

なお、本人の申出に基づき、特別徴収から口座振替（普通徴収）への変更が可能です。

【保険料の決定時期と納付回数】

6月に当年度の保険料を決定し、6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。

（年金から保険料をお支払いいただく場合は、年金支給月の年6回となります。）

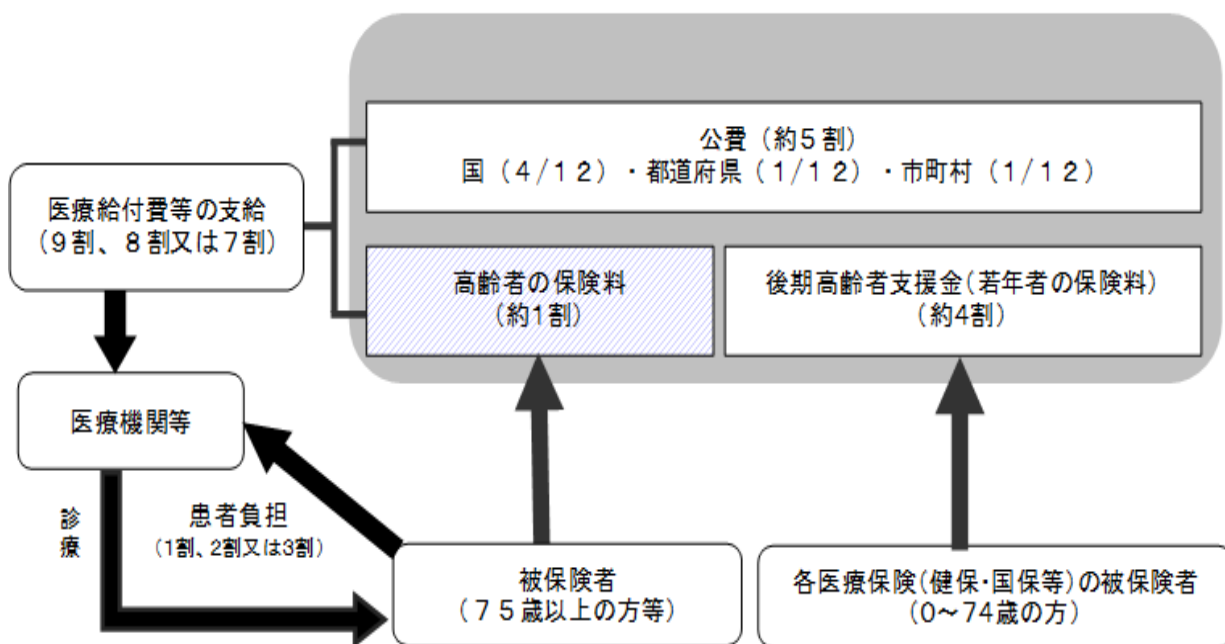
10. 後期高齢者医療制度

高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい医療制度とするために、平成20年4月から、75歳以上の方及び一定の障がいがある65歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設されました。

府下すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が、運営主体となり、後期高齢者医療事務（被保険者の資格認定・管理、保険料の賦課・決定、療養給付等及び審査支払等の財政運営）を行っています。

大阪市では、保険料の徴収と窓口業務（届出・申請受付等）を行っています。

10.1 財政運営



10.2 対象となる方（被保険者）

- ・ 75歳以上の方（75歳の誕生日当日から）
- ・ 65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合から一定の障がいがあると認められた方（広域連合に申請し認定を受けた日から）

10.3 保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と所得に応じて負担する所得割額で構成し、個人ごとに決定されます。

保険料を決める基準（保険料率）については、各都道府県の広域連合がそれぞれ2年ごとに条例により設定し、同じ広域連合内では、市町村を問わず均一となります。

【大阪府内における令和7年度保険料（率）】

保険料 (年額) <u>(限度額80万円)</u>	=	均等割額 被保険者 1人あたり 57,172円	+	所得割額 ※被保険者の 所得×所得割率 11.75%
--	---	---	---	--

※所得割額の算定対象所得は「基礎控除後の総所得金額等（注）」を基準とします。

（注）おもな「基礎控除後の総所得金額等」の算定方法

- 1) 給与所得の場合 （給与収入金額－給与所得控除額）－基礎控除額（43万円）
- 2) 公的年金所得の場合 （年金収入金額－公的年金等控除額）－基礎控除額（43万円）
- 3) その他の所得の場合 （収入金額－必要経費）－基礎控除額（43万円）

10.4 保険料の軽減

- ・ 世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

所得の判定区分（同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）	均等割額の軽減割合
【基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数（注）－1）】を超えないとき	7割
【基礎控除額（43万円）＋30万5千円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数（注）－1）】を超えないとき	5割
【基礎控除額（43万円）＋56万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数（注）－1）】を超えないとき	2割

（注）給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- （1）給与等の収入額が55万円を超える方
- （2）65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- （3）65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

- ・ 会社の健康保険や共済組合、船員保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、当面の間所得割額は課されず、資格取得後2年間は被保険者均等割額の5割が軽減されます。

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象となりません。

※保険料の軽減措置の7割軽減に該当する方については、被保険者均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

10.5 保険料の納め方

① 年金からの支払い（特別徴収）

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年4月から年6回の年金支給の際、保険料を年金から支払いしていただきます。ただし、後期高齢者医療の保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。また、特別徴収となる方でも、事情により普通徴収となる場合があります。

なお、本人の申出に基づき、特別徴収から口座振替（普通徴収）への変更が可能です。

② 金融機関等での支払い（普通徴収）

特別徴収とならない方は、大阪市が定める納期（毎年7月から翌年3月までの9期）に口座振替や納付書で保険料を納めていただきます。

口座振替は、区役所または金融機関の窓口で金融機関の通帳・通帳使用印・被保険者番号が分かるものを持参し、申込みをします。

《キャッシュカードでの申込み》

- ・ 区役所では、ペイジー口座振替サービスを導入しているため、キャッシュカードがあれば、その場で口座振替の手続きを完了することができます。

※ただし生体認証カードなど、一部使用できないカードがあります。

《Web 口座振替受付サービスでの申込み》（令和7年11月開始予定）

- ・ パソコン・スマートフォン・タブレット端末等からインターネットを利用し、大阪市ホームページ上

で口座振替の申込みができます。

口座振替手続きをされなかった方は、納付書により、納期限までに金融機関（大阪市公金収納取扱店）、区役所、コンビニエンスストアなどで保険料を納めていただきます。

10.6 保険給付

次のような保険給付が受けられます。

療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金などです。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことにより、適用は令和5年5月7日までに感染（疑い含む）し、療養のため就労することができなくなった期間（ただし、入院が継続する時等は最長1年6カ月まで）となります。

また、当該手当金の申請は、労務に服することができなくなった日ごとに、その翌日から2年を経過したときは時効となります。

10.7 負担割合及び自己負担限度額

① 医療機関での自己負担

医療費の1割（現役並み所得者は3割）

※令和4年10月1日以降、一定以上所得者は2割

② 自己負担限度額

区 分			高齢者世帯の自己負担限度額	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者 （3割負担）	Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1％ 【140,100円】（※1）	
	Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1％ 【93,000円】（※1）	
	Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1％ 【44,400円】（※1）	
一般 （1割、2割負担） （※2）			18,000円 （年間合算144,000円）	57,600円 【44,400円】（※1）
〔低所得 市町村民税 非課税世帯 （※3）〕	Ⅱ		8,000円	24,600円
	Ⅰ			15,000円

※1 被保険者が高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません。）

※2 令和4年10月1日から3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

※3 市町村民税非課税世帯に属する方で、その世帯全員の所得が0円の場合（公的年金等控除を80万円として計算※令和7年8月1日以降806,700円。）は低所得Ⅰとなり、その他は低所得Ⅱとなります。

11. 国 民 年 金

国民年金は、社会保障制度の一環として、国民の誰もが何らかの年金を受けられるよう、国民皆年金をめざして厚生年金などの被用者年金に加入していない方を対象に、昭和36年に施行された制度です。

高齢化社会の進展に備えて、基礎年金制度の導入による公的年金制度の再編成がはかられ、昭和61年4月から新しい国民年金（基礎年金）になり、また、平成9年1月より基礎年金番号制も導入されました。

国民年金は、国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全員加入となり、また、老齢に達したとき、障がいの状態に至ったとき、遺族となったときに、それぞれ、老齢・障がい・遺族の基礎年金給付を行います。

11.1 被保険者の種別

11.1.1 強制加入者

① 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方（自営業者とその配偶者や学生等）

② 第2号被保険者

厚生年金保険の加入者（会社員や公務員等）

③ 第3号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者に扶養されている配偶者

11.1.2 任意加入者（本人希望による加入）

① 国内に居住する60歳以上65歳未満の方

② 昭和50年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方

③ 海外に在住する日本人で20歳以上65歳未満の方

11.2 国民年金の保険料

① 第1号被保険者

被保険者が金融機関等を通じて納付します。

保険料額（令和7年度・月額）定額17,510円 付加400円（任意）

なお、保険料を納めることが経済的に困難（所得が低い等）な事情で保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料が免除（学生もしくは50歳未満の方の場合は納付猶予）される制度があります。

② 第2号被保険者

厚生年金等の保険料は、給与と賞与の額に応じて決められた保険料を事業主によって納めることになっています。そのうち基礎年金相当分は一括して基礎年金会計に納付されます。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者の加入制度で負担されますので、個別に保険料を納付する必要はありません。

11.3 国民年金の給付

11.3.1 基礎年金

① 老齢基礎年金

受給資格期間（ア～オの合計）が10年以上ある方が、65歳になったときから支給されます。

ア 国民年金の保険料を納めた期間

イ 国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間

（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）

ウ 昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間のうち20歳以上60歳未満の期間

エ 第3号被保険者であった期間

オ 国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等（合算対象期間）

② 障がい基礎年金

初診日の前日において、一定の保険料納付等の条件を満たしている被保険者及び20歳前に初診日のある方が、国民年金の障がい等級（1級・2級）に該当する障がいの状態に至ったとき支給されます。

③ 遺族基礎年金

死亡日の前日において一定の保険料納付等の条件を満たしている被保険者又は25年以上の老齢基礎年金の受給資格期間のある方が亡くなったとき、その人に生計を維持されている子のある配偶者、又は子に支給されます。

（※令和7年4月現在）

年金額

【】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

種 類		年 額	月 額
基 礎 年 金	老 齢（全期間納付）	831,700円【829,300円】	69,308円【69,108円】
	障がい	1 級	1,039,625円【1,036,625円】
		2 級	831,700円【829,300円】
	遺 族	こども1人	1,071,000円【1,068,600円】
		こども2人	1,310,300円【1,307,900円】
		3人目以降	1人につき79,800円増 【1人につき79,800円増】

11.3.2 第1号被保険者の独自給付

第1号被保険者だけの給付には、「付加年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」、「短期在留外国人の脱退一時金」があります。
(※令和7年4月現在)

寡婦年金	夫が受けるはずだった老齢基礎年金の3/4
死亡一時金	保険料納付済期間が3年以上15年未満120,000円、 15年以上20年未満145,000円、20年以上25年未満170,000円、 25年以上30年未満220,000円、30年以上35年未満270,000円、 35年以上320,000円

11.3.3 老齢福祉年金

拠出制年金がはじまった昭和36年4月1日当時既に50歳を超えていた（明治44年4月1日以前生まれ）方には、保険料を納めることなく、全額国の負担によって老齢福祉年金が支給されます。なお、一定以上の所得がある場合や他の公的年金を受けているときは支給停止又は減額されます。

(※令和7年4月現在)

種 類		年 額	月 額
老 齢 福 祉 年 金	全 額 支 給	424,900円	35,408円
老 齢 年 金 (旧法適用者)	高 齢 者 5 年 年 金	428,800円	35,733円

11.4 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の基礎年金受給者の方に支給されます。

12. あいりん施策

あいりん地域は、仕事を求める日雇労働者の流入が続いており、また、生活保護受給率が依然として全国的に見て高い水準にあるなど、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中していることから生じる様々な課題を抱えています。

こうした課題を解消し、地域労働者の医療と生活の向上を図るため、あいりん対策を実施しています。

① 大阪社会医療センター

あいりん地域及び周辺に居住している方のうち生計困難者に対して無料または低額で診療を行うとともに、積極的な各種医療・福祉相談を行うことにより同地域の社会環境及び生活水準の向上を図ることを目的としています。

② あいりん越年対策

年末年始に仕事を得ることが困難となり、食・住に困窮するあいりん地域の日雇労働者に臨時宿泊所を提供し、生活援護を行っています。

③ あいりん日雇労働者等自立支援

野宿生活を余儀なくされている日雇労働者に対して、緊急・一時的な宿泊場所の提供、生活相談、健康相談を通して必要な施策へつなげるとともに、就労機会の創出等、自立促進に向けた総合的な支援を行っています。

④ 西成市民館

地域福祉に関する情報の収集及び提供（相談事業）、講演会、講習会及び教養講座の開催、レクリエーション活動その他地域住民の交流の機会の提供、貸室事業を行っています。

13. ホームレス自立支援施策

近年の厳しい経済情勢により、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況です。

一方、こうした野宿生活となることを余儀なくされた人の多くが、公共施設等を起居の場所として日常生活を送ることにより、公共施設等の適正な利用が妨げられるなどの問題が生じています。

こうした状況に鑑み、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）が平成14年に成立しました。

大阪市においては、法及び国の基本方針に基づき、「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しております。この計画は、5年ごとに見直しを行っており、現計画は令和6年度から令和10年度を計画期間としており、引き続き、この実施計画に基づき、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本とし、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進していきます。

なお、国による「ホームレスの実態に関する全国調査」では、平成15年1月調査開始時の大阪市のホームレス数は6,603人（全国25,296人）、令和7年1月調査では大阪市726人（全国2,591人）となっており大阪市のホームレスは、減少傾向にあります。

① 巡回相談の実施

巡回相談員が市内各所を巡回してホームレスに、就労・健康・悩み等の面接相談を実施し、高齢、障がいや疾病等により福祉的援護が必要な人には、保健福祉センター等関係機関との連携を図り、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨しています。また、内科医師、精神科医師による巡回健康相談も実施しています。

② 自立支援センターの運営

就労意欲のあるホームレス等が一定期間入所することによって、就労自立の支援を図ることを目的として市内1か所で運営しています。

自立支援センターでは、宿所、食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介などを行っています。

③ 生活ケアセンターの設置・運営

高齢・病弱等により援護を要するホームレス等が短期間入所し、生活指導等を通じて自立の促進を図ることを目的として設置しています。

④ 地域移行支援事業

民間アパートなどの個人のプライバシーが確保された住居において自立に向けた支援を行い、もって安定した住居の確保・移行その後の地域生活の定着を図っています。

⑤ 大阪ホームレス就業支援センター事業

自立支援センター入所者やあいりん地域の高齢日雇労働者に多様な就業機会を提供するとともに、住居喪失不安定就労者に対し就業相談等を行いながらより安定した雇用機会の確保を促進するために、大阪府と大阪市の共同で民間団体とともに「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」を組織し、民間事業所等から幅広い仕事や求人を確保しています。

14. 弘 濟 院

弘済院は、吹田市に位置し、緑豊かな丘陵地にあり、第2特別養護老人ホームと附属病院で構成され、両施設が有機的に連携をとり、複合的に福祉、医療の両面から様々な段階の認知症疾患等を有する利用者に安心して生活、療養をしていただけるよう個々のニーズにあわせて支援を行っています。

歩行可能で認知症の状態が進行した高齢者が利用する認知症高齢者専用棟の第2特別養護老人ホーム、認知症をはじめとして高齢者特有の併発疾患について診断、治療（もの忘れ外来）、リハビリテーション等に取り組んでいる附属病院を運営しています。

また、現在、住吉市民病院跡地において、弘済院の認知症医療・介護機能を継承・発展させる新施設の整備に取り組んでおり、開設後は大阪公立大学のもとで先進的な認知症研究に取り組み、専門的な認知症医療・介護を行う予定としています。

14.1 介護老人福祉施設

第2特別養護老人ホーム（定員 70名 ショートステイ 7名）

14.2 附属病院（許可病床数90床）

診療科（内科・神経内科・精神科・整形外科・リハビリテーション科・泌尿器科など）

14.3 その他

寿楽館（研修施設）

14.4 所在地

① 住所

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

② 連絡先

（代表番号）06-6871-8002

（附属病院）06-6871-8013

（第2特別養護老人ホーム）06-6871-8020

③ 交通機関

阪急千里線・大阪モノレール「山田」駅下車 北西へ徒歩約500m

15. 戦争犠牲者の援護施策

戦争犠牲者のための一連の援護施策は、国家補償の精神にもとづいて、これらの戦傷病者や戦没者の遺族などの援護をはかることを目的としています。

これらの戦争犠牲者の援護に関する各法律にもとづく事務のほか、戦没者の祭祀などを通じて、これらの人達の福祉の増進をはかっています。

また、戦傷病者（恩給法に定める特別項症または項症に該当する方）や原爆被爆者には Osaka Metro（大阪メトロ）が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス（いまざとライナー含む）の無料乗車証またはタクシー給付券を、戦傷病者（恩給法に定める款症に該当する方）には上記交通機関の割引乗車証を交付しています。

